

内部統制評価と不祥事問題 —米国金融保険グループの事例を踏まえて—

主席研究員 金田幸二

目 次

1. はじめに
2. 米国における内部統制制度
 - (1) 内部統制を巡る動き
 - (2) COSO 内部統制フレームワーク
 - (3) SOX 法と内部統制の規定
 - (4) 内部統制を巡るその後の動向
3. 米国の主要金融・保険グループの内部統制問題とガバナンス体制の例
 - (1) シティグループ
 - (2) アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)
 - (3) マーシュ&マクレナン・カンパニーズ (MMC)
4. わが国の損害保険会社に係わる内部統制制度
 - (1) わが国における内部統制を巡る動向
 - (2) 会社法における内部統制に関する規定
 - (3) 金融商品取引法における内部統制に関する規定
 - (4) 保険監督指針および保険検査マニュアル
5. わが国保険会社を巡る内部統制問題への対応
 - (1) 近時の保険会社の不祥事発生状況
 - (2) 保険会社の不祥事の動向
6. おわりに

1. はじめに

2006年5月から施行された会社法（いわゆる新会社法）において内部統制システムの整備が規定され、また、2006年6月に制定され、2007年秋以降に施行される予定の金融商品取引法において、財務報告の適正性を経営者が評価する内部統制報告書制度の導入が予定されている。現在、各企業において業務手続の文書化などを含む内部統制システムの構築のための対応が進められていると思われる。

一方、保険会社については、新会社法や金融商品取引法とは別に、保険会社向けの総合的な監督指針および保険検査マニュアルにおいて内部管理態勢の確保が求められているが、近時、保険業界では保険金の不払い問題等が発生し、保険の引受から保険金支払に至るまでの内部管理態勢の一層の強化が求められている。

このような状況の中で、本レポートでは、米国における内部統制制度の流れ、内部統制の枠組に関する法規制等の動向、および米国の主要金融・保険グループにおける不祥事発生の状況ならびガバナンス体制および財務報告に係る内部統制システム評価の事例等を紹介する。また、わが国における内部統制制度の法的枠組および損害保険会社の内部統制に関わる法規制を概観するとともに、最近の保険金不払い問題等の不祥事の状況と今後の損害保険会社の内部統制システムの評価との関係について説明し、今後の内部統制システムの評価に係る開示のあり方について考えてみることにしたい。

2. 米国における内部統制制度

(1) 内部統制を巡る動き

米国では、1940年代初頭から公認会計士団体等によって監査における内部統制の意義等に関する議論がなされてきたが、1970年代に入り、ウォーターゲート事件の調査を契機として内部統制に関連する法規制の動きが活発になった（図表1参照）。

このような中で、米国公認会計士協会、米国会計学協会等の各種団体の支援の下に1985年に設立された不正な財務報告全米委員会（通称、トレッドウェイ委員会）は、統制環境、企業の行為綱領、有能な監査委員会等の重要性など内部統制に関する様々な勧告を行った。さらに同委員会は、トレッドウェイ委員会組織委員会（The Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission: 通称 COSO）に対して、内部統制に関する様々な概念と定義の統一化や共通の基準枠を明らかにする作業を求めた。

図表1 米国における内部統制を巡る動き

年代	出来事	概要
1973～1976年	ウォーターゲート事件調査	同事件では、米国を代表する多くの企業が、国内での違法な政治献金や海外の政府高官に対する賄賂を含む疑わしい支出または違法な支出を行っていたことが明らかになった。これを契機に、海外不正慣行防止法が制定されるに至った。
1977年	1977年海外不正	公開会社に対して適正な企業資産の処分、帳簿、記録および勘定の作成・

年代	出来事	概要
	慣行防止法	保存、ならびに内部統制システムの構築・維持が義務付けられた（1934年証券取引所法 13 条(b)項(2)）。
1978 年	コーエン委員会報告	企業経営者は、自社の内部統制システムの状況を説明した経営者報告書を財務諸表に加えて提出すべきとする報告書を公表。
1977 年	証券取引委員会（SEC）の提案	事業体の内部会計統制に関する経営者報告書の作成を義務付ける規則案を提出。
1979 年 設立	ミナハン委員会	内部統制の確立およびその評価に関する指針を提供するために、1979年に米国公認会計士協会によって設立された。
1980 年	財務担当経営者研究財団報告	内部統制の特性、状況、実務と手続の分類、内部統制の定義・目的および有効な内部統制達成方法に関する見解等を公表。
～ 1985 年	連邦議会小委員会での議論	多くの企業倒産および監査の失敗に対する訴訟が引き金となって、議会の小委員会に、財務報告の諸問題の再発防止を目的とする法案が出され、その中には、公開会社の経営者に対する内部統制の有効性を求める規定が含まれていた。
1985 年 ～	トレッドウェイ委員会	内部統制に関する様々な勧告を行うとともに、COSO に対して、内部統制の概念と定義の統一化、基準枠の策定等を求めた。
1991 年	連邦預金保険公社改革法制定	大規模金融機関を対象に、内部統制に関する経営者の報告書および同報告書に対する監査人の証明を求める制度を導入（連邦預金保険法 36 条）。

（出典：鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳「内部統制の統合的枠組・理論編」（白桃書房、初版、1996.5.16）

その他をもとに作成）

(2) COSO 内部統制フレームワーク

1992 年に COSO は、「内部統制の統合的枠組（Internal Control-Integrated Framework：以下「COSO フレームワーク」）」と題する報告書を公表した。同報告書は、要約、枠組、外部の関係者に対する報告および内部統制の評価ツールの 4 編で構成され、その後、1994 年に外部の関係者に対する報告の追補版が出されているが、全体で COSO 内部統制フレームワークと呼ばれ、内部統制システムに関する考え方の世界的基準となっている。また、COSO は、その後、2004 年に COSO フレームワークの内部統制の考え方を事業リスク管理という概念に発展させた「事業リスク管理の枠組（Enterprise Risk Management-Integrated Framework：以下「COSO-ERM」）」を公表した。以下、COSO フレームワークおよび COSO-ERM の概要を説明する。

a. COSO フレームワーク

(a) 内部統制の定義

COSO フレームワークでは、内部統制について、以下のとおり定義している。すなわち、内部統制とは、統制目的を達成するための一つのプロセスであり、事業体の取締役会、経営者および従業員等その他の構成員が全体で取り組むべきものであると位置づけている。また、内部統制の目的として、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③関連法規の遵守の 3 つを挙げている。さらに、内部統制の機能について、統制目的の達成について合理的な保証を提供するものであり、絶対的な保証を与えるものではないとしている。

内部統制は、広義には、以下の範疇に分けられる目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行される一つのプロセスとして定義される。

- 業務の有効性と効率性
- 財務報告の信頼性
- 関連法規の遵守

(出典：鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳「内部統制の統合的枠組・理論編」(白桃書房、初版、1996.5.16))

(b) 内部統制の5つの要素と内部統制の目的との関係

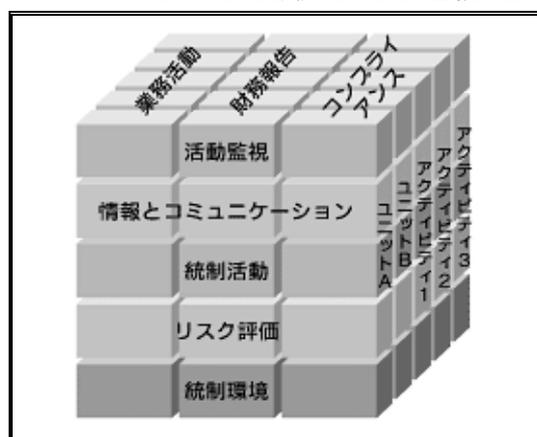
COSO フレームワークでは、内部統制は、図表 2 に示す 5 つの相互に関連する要素で構成されているとしている。また、内部統制の目的と内部統制の構成要素との間には直接的な関係があり、また、これら内部統制の目的と構成要素は、企業全体および企業の中の各事業単位または活動にそれぞれ関係を有している。COSO フレームワークでは、これらの関係は図表 3 のように 3 次元のマトリクスで示され、いわゆる COSO キューブといわれている。

図表 2 COSO フレームワークにおける内部統制の5つの構成要素

構成要素	概要
統制環境	統制環境は、組織の気風を決定し、組織を構成する人々の統制に対する意識に影響を与える。内部統制の他のすべての構成要素の基礎をなすとともに、規律と構造を提供するものである。
リスクの評価	リスクの評価とは、統制目的の達成に関連するリスクを識別・分析することによって、そのリスクをいかに管理すべきかを決定するための基礎を提供するものである。
統制活動	統制活動は、経営者の命令が実行されているとの保証を与えるのに役立つ方針と手続である。それには、承認、権限の付与、検証、調整、業績の評価、資産の保全および職務の分離といった広範な活動が含まれる。
情報と伝達	内部統制が適確に機能するためには、事業体を構成する人々が自己の責任を果たしうような形式と時間枠で組織内外の適切な情報が識別され、捕捉され、伝達されなければならない。
監視活動	監視活動は、内部統制システムの機能の質を継続的に評価するプロセスである。監視活動は、日常的監視活動、独立的評価あるいはその両者の組合せを通じて行われる。

(出典：鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳『内部統制の統合的枠組・理論編』(白桃書房、初版、1996)をもとに作成)

図表 3 COSO フレームワークにおける内部統制の目的と構成要素との関係マトリクス



(出典：@情報 IT マネジメント・ウェブサイト「SOX 法対応 BPM の関係とは？」より)

b. COSO-ERM

COSO-ERM は、従来の COSO フレームワークにおける内部統制の考え方をすべて内包し、事業リスク管理という概念へ発展・拡張を図ったものである。

COSO フレームワークでは、事業目的は予め決められたものとして、内部統制の前記 a(a)の 3つの目的を達成するプロセスとして組み立てられおり、リスク評価においては、統制目的の達成を阻害する要因として識別し、評価していかにか管理するかを決定することとしている。一方、COSO-ERM は、事業体の戦略や目的設定に適用され、事業体目的の達成のために、価値を喪失させるリスクと価値を付加させる事業機会の両面を持つ不確実性を識別して、リスク選考内にリスクが収まるようにリスクを管理するために設計されたプロセスである。

(a) COSO-ERM の定義

COSO-ERM は、事業体の価値の創造や保持に影響するリスクや事業機会に対処するものであり、次のように定義される。

ERM は、事業体の取締役会、経営者、その他の組織内のすべての者によって遂行され、事業体の戦略策定に適用され、事業体目的の達成に関する合理的な保証を与えるために事業体に影響を及ぼす発生可能な事象を識別し、事業体のリスク選考に応じてリスクの管理が実施できるように設計された、一つのプロセスである。

(出典：COSO ウェブサイト資料「COSO-ERM 要約編」)

(b) COSO-ERM の目的と構成要素

COSO-ERM は、事業体の目的を達成するように作られており、COSO-ERM の目的を 4つのカテゴリーに分類するとともに、8つの相互に関連する構成要素からなっている (図表 4 参照)。

図表 4 COSO-ERM の目的と構成要素 (COSO 内部統制フレームワークとの比較)

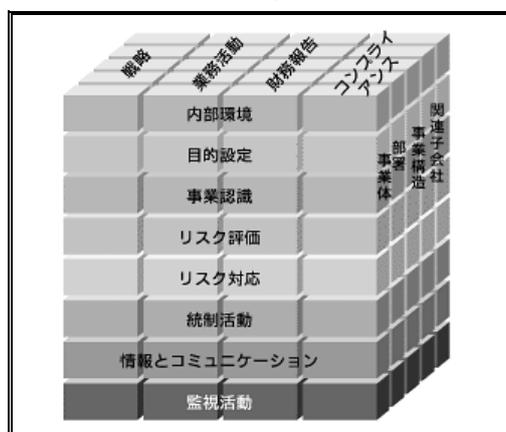
内部統制フレームワの目的	ERM の目的	要旨
—	①戦略	事業体のミッションと連動し、それを支えるハイレベルな目標
①業務の有効性と効率性	②業務	事業体の資源の有効かつ効率的な利用
②財務報告の信頼性	③報告	報告の信頼性
③適用法規の遵守	④コンプライアンス	適用法規の遵守
内部統制の構成要素	ERM の構成要素	要旨
①統制環境	①内部環境	組織の気風を取り込み、事業体の人々がリスクをどのように捉え、対処するか基礎をなすもの
—	②目的の設定	経営者が目的達成に潜在的な影響を及ぼす事象を識別する前に目的は存在していなければならない。

②リスクの評価	③事象の識別	事業体の目的達成に影響する事業体内外の事象はリスクか事業機会かを識別されなければならない。
	④リスクの評価	リスクの管理方法の判断の基礎として、発生可能性と影響度を考慮しつつ、リスクが分析される。
	⑤リスクへの対応	リスク回避、受容、低減、保有などの対応策を選択し、事業体のリスク許容度およびリスク選考とリスクの方向が一致するよう、一連の連動を選択する。
③統制活動	⑥統制活動	リスク対応策が有効に実行されることを保証する手助けとして方針や手続が設定され、実施される。
④情報と伝達	⑦情報と伝達	関連する情報が認識・捕捉され、人々が自ら実行責任を全うできるようなやり方、時間枠で伝達される。
⑤モニタリング	⑧モニタリング	ERM 全体はモニターされ、適宜補正される。モニタリングは継続的経営活動、独立評価またはその両方で遂行される。

(出典：COSO ウェブサイト資料「COSO-ERM 要約編」その他をもとに作成)

また、COSO-ERM では、事業体が達成しようと努力する目的と、その達成のために必要とされる構成要素との間に直接の関係があり、それは、事業体の各組織単位で関係するものである。これらの関係は、COSO フレームワークと同様、3次元のキューブで表される（図表 5 参照）。

図表 5 COSO-ERM の目的と構成要素との関係マトリクス



(出典：@情報 IT マネジメント・ウェブサイト「COSO-ERM」より)

(3) SOX 法と内部統制の規定

2001 年のエンロン事件に始まる証券不祥事が、いわゆる米国企業改革法、通称サーベンス・オックスレー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002 : 以下「SOX 法」)¹の制定につながった。エンロン事件等の証券不祥事事件では、虚偽、不正確な会計処理に企業経営上層部が積極的に関与していたか、行うべき監視を怠っていたこと、取締役会の監

¹ 正式名称は、“An Act To Protect investors by improving the accuracy and reliability of corporate disclosures made pursuant to the securities laws, and for other purposes” (証券諸法に従って作成された企業ディスクロージャーの正確性および信頼性を向上させることによって投資家を保護するため、および

視機能が十分働かなかったこと、監査法人がコンサルティング業務を行うことで受託企業の監査業務が十分に機能しなかったこと、さらにこれら企業の株式や債権取引を行っていた金融機関の利益相反行為など、様々な問題が明らかになり、SOX法ではこれらに対する広範な防止措置が規定された。

内部統制に関しては、財務報告の正確性および信頼性を確保するための措置として、経営者による内部統制報告書の作成と開示を規定する404条、年次報告書等の記載内容の正確性に関する経営者による認証義務を規定する302条および年次報告書等に係る経営者による認証書の提出と虚偽記載があった場合の当該経営者に対する刑事罰を規定する906条が中心的な規定となっている（図表6参照）。以下、404条関係を中心に概要を説明する。

図表6 SOX法における財務報告に係る内部統制関係規定

条	タイトル	要旨
302条	財務報告に関する会社の責任	最高経営責任者（CEO）および最高財務責任者（CFO）による定期報告書（年次報告書および四半期報告書）の記載事実の真实性、財務状態および業績表示の公正性、内部統制の確立・維持に責任を有すること等を保証する義務および宣誓・署名を規定。
404条	経営陣による内部統制の評価	年次報告書に内部統制報告書を含めること、経営陣による財務状況に係る内部統制の有効性の評価、同評価の監査人による証明を規定。
906条	会社の財務報告責任	CEOおよびCFOによる定期報告書に記載される財務状態および業績の重大な事実が公正であることの保証書の添付を求め、事実と反する場合、これらの者に500万ドル以下の罰金、10年以下の禁固刑を科す。

（出典：みずほ総合研究所『エンロン ワールドコム ショック』（日経印刷、初版、2002.）その他をもとに作成）

a. SOX法404条による内部統制報告書

SOX法404条(a)項は、1934年証券取引法で規定される年次報告書に、①経営者に対し、財務報告における適切な内部統制の仕組と手続の構築および維持について経営者の責任を明示させ、②株式等有価証券発行会社（以下「発行者」）の直近年度末時点の財務報告における発行者の内部統制の仕組と手続の有効性に関する評価を含む、内部統制報告書を組入れる規制制定を連邦証券取引委員会（Securities Exchange Commission：以下「SEC」）に命じた。これを受けて、SECは、2003年8月に規則S-K アイテム308(a)を制定し、年次報告書の記載事項として「財務報告に係る内部統制（internal control over financial reporting）」の項目を設け、図表7の各事項を盛り込んだ経営者による内部統制報告書を年次報告書に組入れることを義務付けた。

（このほかの目的のための法律）であり、2002年7月30日に連邦公法107-204として制定された。

図表 7 SEC 規則 S-K アイテム 308(a)による財務報告に係る内部統制報告書に関する規定

要旨	
(1)	発行者の財務報告に係る適切な内部統制の構築および維持に関する経営者の責任に関する言明。
(2)	発行者の財務報告に係る内部統制の有効性評価について経営者によって使用される枠組みを明確にする言明。
(3)	発行者の直近会計年度末における財務報告に係る内部統制の有効性についての経営者の評価。これには、経営者によって検討された発行者の財務報告に係る内部統制に重大な欠陥の開示も記載しなければならない。財務報告において、1つでも重大な欠陥がある場合には、経営者は、内部統制が有効であるとの結論を出すことは認められない。
(4)	年次報告書に含まれる財務諸表を監査する登録会計事務所が、発行者の財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価について証明報告書 (attestation report) を発行したことの言明。

(出典：石田眞得編『サーベンス・オックスレー法概説』(商事法務、初版、2006)をもとに作成)

b. 内部統制の定義および評価の枠組み

SOX 法に基づく財務報告に係る内部統制報告書における「内部統制」の用語の定義については、SEC の 1934 年証券取引所法規則 (以下「証取所規則」) 13a-15(f)および 15d-15(f)に以下のとおり規定されており、COSO 報告書における内部統制の定義に比べ、財務報告書の分野に限定した内容となっている。

内部統制とは、財務報告の信頼性および GAAP (一般的に公正妥当と認められた会計原則) に従った対外的目的の財務諸表の作成に関して、合理的な保証をするために、主要執行役員 (principal executive officer) および主要財務役員 (principal financial officer) もしくはそれらと同様の役割を担う者によって、またはこれらの者の監督下において設計され、かつ、取締役会、経営者およびその他の人員により実行されるプロセスであって、次の方針と手続を含むものをいう。

- ① 合理的な程度に詳細で、正確かつ公正に発行者の資産の取引および処分を反映する記録の保存に関する方針および手続
- ② GAAP に従って財務諸表が作成されるために必要な程度に取引が記録され、発行者の受取および支出が経営者および取締役の承認に従った場合のみに行われることについて、合理的な保証をする方針および手続
- ③ 財務諸表に重大な影響を与える発行者の資産の権限なき取得、使用もしくは処分の防止または適時の発見に関して、合理的な保証をする方針および手続

(出典：石田眞得編『サーベンス・オックスレー法概説』(商事法務、初版、2006))

一方、内部統制報告書における経営者の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する基準については、パブリック・コメントを求めるなど適正な手続 (due process) に従って確立された枠組みに基づき評価しなければならないと規定され (1934 年証券取引所法規則 13a-15(c)、15d-15(c))、COSO フレームワークに基づく枠組みに限定しない扱いとなっている²。

² SEC は、カナダ勅許会計士協会による「評価統制に関する指針 (Guidance on Assessing Control)」やイギリスのイングランド&ウェールズ勅許会計士協会が作成した「ターンプル報告書 (Turnbull Report)」なども評価基準として認めている。

c. 財務報告に係る内部統制の有効性の評価方法

財務報告に係る内部統制の有効性の評価方法について、SEC 規則 S-K アイテム 308 では、発行者は、経営者の評価を合理的に根拠付ける書類等の証拠を保持しなければならず、その証拠は、内部統制システムの評価および運用の有効性の検証過程の両方で必要とされる。具体的には、①内部統制が重大な虚偽報告や懈怠を防止し、発見できるように設計されているか否かに関する証拠、②検証が適切に計画され実行されているとの結論を根拠づける証拠、③検証結果が適切に検討されていることに関する証拠が必要とされる。また、評価の対象となるものは、貸借勘定の開始、記録、処理および調整、取引の分類、財務諸表に含まれる開示とそれに関する言明に係る統制、通常業務に属さず、かつ、分類のつかない取引の開始と処理に関する統制、適正な会計原則の選定と適用に関する統制、詐欺的行為の防止、特定および発見に関する統制を含むとされている。

d. 内部統制の評価における重大な欠陥

SEC 規則 S-K アイテム 308(a)の(3)における経営者が内部統制が有効であるとの結論を出すことが認められない「重大な欠陥 (material weakness)」の意味については、SEC 規則では明確な判断基準は示していないが、公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board : 以下「PCAOB」)³の監査基準第 2 号において、「1 つまたは複数の重要な不備 (significance deficiency) であって、年次または中間の財務諸表における重大な虚偽記載が防止または発見しえない結果となる可能性のあるもの」⁴としている。

(4) 内部統制を巡るその後の動向

内部統制の評価については、前記(3)c のとおり、裏づけ書類を証拠として保持することを義務付ける一方、具体性のある評価方法が提示されなかったこと等から、文書化等に膨大な費用と手間がかかるといわれている。また、このために米国市場での上場をきらって、有力な資本がロンドン等海外市場へ流出し、米国資本市場の相対的地位が低下している等の批判がなされている⁵。このような中で、SEC は、2007 年 5 月

³ PCAOB は、SOX 法に基づき 2002 年に設立された非営利法人であり、上場企業を監査する監査法人の登録、監査基準、品質管理基準および倫理・独立性規則等の策定、監査法人に対する検査 (大手監査法人は毎年、その他は少なくとも 3 年に 1 回実施) ならびに監査法人に対する調査 (investigation) および懲戒処分などを実施する。

⁴ PCAOB 監査基準第 2 号によれば、「重要な不備」とは、対外的な財務データを GAAP に従って確実に開始、記録、処理または報告する発行者の能力に悪影響を与える 1 つまたは複数の「統制の不備」であって、そのために年次または中間の財務諸表における取るに足らないほど小さくはない虚偽記載が防止または発見しえない結果となる可能性のあるものとしている。また、「統制の不備」は、経営者または従業員が通常の職務遂行過程において適時に虚偽記載を防止または発見しえない統制上の設計または運営を言うとしてされている。

⁵ 2006 年 11 月の資本市場規制に関する委員会 (通称ハバード・ソートン委員会) の中間報告、2007 年 1 月の「ニューヨーク市と米国のグローバル金融サービスにおけるリーダーシップを維持するために」

24日に、SOX法404条による財務報告に係る内部統制の経営者による有効性評価に関する解釈ガイドラインを策定した。また、翌2007年5月24日に、PCAOBは、財務報告に係る内部統制の経営人による有効性評価に対する監査人の意見表明の基準となるPCAOB監査基準AS2の改正基準であるAS5を決定した。AS5は、6月中旬にSECでの承認を経て、2007年中に実施される予定である。

3. 米国の主要金融・保険グループの内部統制問題とガバナンス体制の例

近年、米国を代表する多くの金融・保険グループで多額の制裁金や損害賠償金等の支払を含む重大な不祥事が発生した。以下、3つ金融・保険グループを取り上げ、それぞれの事業概要の紹介とともに、不祥事の発生状況およびガバナンス体制ならびに年次報告書における財務報告に係る内部統制の有効性評価の状況等について説明する。

(1) シティグループ

a. シティグループの事業概要

シティグループ (Citigroup, Inc.) は、1956年銀行持株会社法に基づく金融持株会社⁶であり、傘下の多数の金融機関その他金融サービス子会社を通じて、個人および法人顧客を対象に多様な金融サービスを提供する金融サービス・グループである。シティグループは、世界100カ国以上に営業拠点と2億人以上の顧客を有し、2006年12月末現在、米国内で、正社員1,440,000人、パートタイム社員10,000人のほか、海外に正社員183,000人を有している。

シティグループの事業は、図表8のとおり、①カード、消費者金融およびリテール銀行事業で構成されるグローバル個人金融グループ (Global Consumer Group)、②投資銀行事業および為替・資金管理・決済その他金融サービス事業で構成される法人金融投資銀行部門 (Corporate and Investment Banking)、③証券・投資顧問業務、プライベート・バンキングおよび投資調査業務で構成されるグローバル・ウェルス・マネジメント部門 (Global Wealth Management) ならびに④ヘッジファンド、仕組金融等代替的金融業務で構成されるオルタナティブ・インベストメント部門 (Alternative Investments) の5つの事業に区分される (シティグループの主要事業指標は図表9参照)。

報告書 (ブルームバーグ・シューマー報告書) および2007年3月の全米商工会議所「21世紀の米国資本市場規制に関する委員会」報告書などが、最近5年間の状況として、ニューヨークで行われる外国企業の新規株式公開 (IPO) の割合が、香港、シンガポール、ロンドンと比べ、低迷しており、SOX法をはじめとする資本市場規制の見直しが必要であるとの問題提起をしている。

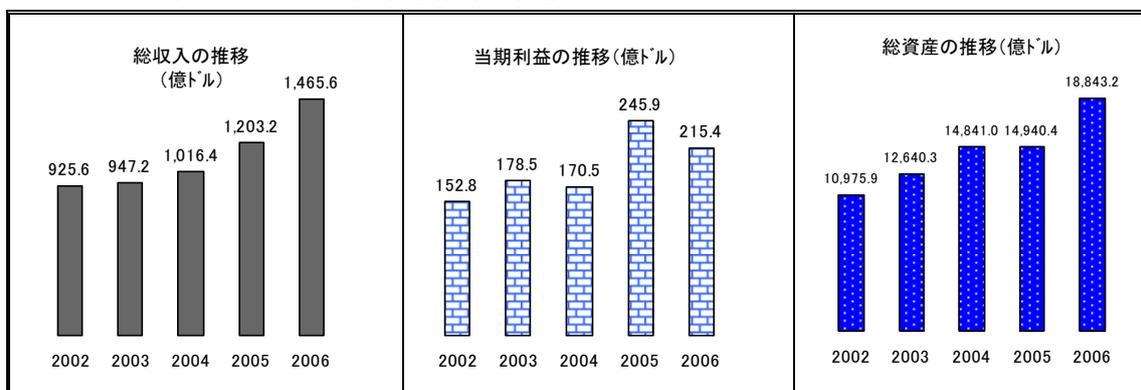
⁶ 1956年銀行持株会社法に基づく持株会社である Citigroup, Inc. は、その前身の Travelers Group, Inc. として1988年にデラウェア州法に基づき設立登記され、本社はニューヨーク市に所在する金融持株会社であり、連邦準備制度理事会 (FRB) の監督を受ける。また、その子会社は、その業態に応じ、連邦および州の各種の監督機関の監督に服する。

図表 8 シティグループにおける事業部門および主要事業領域

統括事業部門		主要事業領域	主要事業概要	主な事業者・ブランド
グローバル個人金融部門	米国	カード	銀行カード、プライベート・レーベル・カード、インターナショナル・カードなど	シティカード [®] 、ダブナス・クラブ [®]
		消費者金融	個人ローン、不動産担保ローン、自動車ローン	シティファイナンシャル
	国際	リテール銀行事業	預金・送金等銀行業務、貸付、インターネット銀行業務、投資信託および保険・年金商品販売、住宅ローン、学生ローンなど	シティバンク、プライメリカ、バナメックス
法人金融投資銀行部門	法人投資銀行事業	資本調達・投資銀行・商業銀行業務	シティバンク、シティグループ・グローバル・マーケット、バナメックス、バンク・ハントロウイ	
	決済その他金融サービス	資金管理・決済業務、為替業務等	シティグループ・グローバル・バンキング	
グローバル・ウェルス・マネジメント部門	証券・投資アドバイス事業	投資アドバイス、ファイナンシャルプランニング、証券仲介業務、証券担保貸付業務等	スミス・バーニー	
	プライベートバンク事業	富裕層向け総合投資管理、投資資金管理、信託投資運用業務等	シティグループ・プライベート・バンキング [®]	
	投資調査事業	株式・ファンド投資調査業務	スミス・バーニー	
オルタナティブ・インベストメント部門	投資運用事業	企業、富裕層向け投資運用、投資信託、代替的投資サービス等	シティグループ・アセット・マネジメント、シティストリート	

(出典：Citigroup, “2006 Financials & Form 10-K”その他をもとに作成)

図表 9 シティグループの主要事業指標の推移



(出典：Citigroup, “2006 Annual Report”をもとに作成)

b. 内部統制不祥事問題

シティグループは、その成立以降、成長戦略として合併を繰り返してきたが、組織が融合する前に更なる合併が行われるなどの急速な事業拡大の弊害として、内部管理体制が脆弱となり、この結果、2002年以降、様々な不祥事が表面化し、事業に重大な影響を及ぼしている（図表 10 参照）。

図表 10 シティグループにおける主な不祥事の例

事案	概要
ワールドコム関連 (2004年第2四半期)	法人金融投資銀行部門による通信ネットワーク企業のワールドコムに関する債券引受販売、誤った事業報告書の作成への参画、誤った調査レポートの配付等によって投資家に損害を与えたこと等について、連邦および州の証券取引法等違反等でSEC、州司法当局等から摘発を受け、様々な損害賠償集団訴訟や個別訴訟が提起された。 スミスパーニーの証券アナリストは、投資銀行業務の顧客企業に有利な調査レポートを作成し、実際には投資を推薦すべきでない状況でも買いを薦めるなど、一般投資家に謝った判断を与えるとともに、証券アナリストの報酬に投資銀行業務への貢献度が反映されるなど、利益相反行為があったとして問題となった。 2004年第2四半期に、シティグループは、集団訴訟の解決として、49億5,000万ドル(税引前79億1,500万ドル)を支払った。
日本のプライベートバンク事業廃止 (2004年9月)	2004年9月、金融庁は、シティバンク・エヌ・エイ在日支店に対して、相場操縦等犯罪者への融資等による公益を害する行為、疑わしい取引の届出義務・預金者等への情報提供・他業禁止義務等に係る法令違反や不公正取引等による違反行為等を理由として、2005年9月30日までに、プライベート・バンキング事業から撤退することを含む行政命令を発した。このため、シティグループは、2004年第4四半期中に4億ドル(税引後2億4,400万ドルの準備金(撤退計画費用)を積み立てた。また、2004年4月22日、金融庁は、信託財算の管理・決済業務に係る法令違反、投資信託の無登録営業等を理由として、シティトラストが2005年に新規ビジネスの業務停止を命ずる行政命令を発した。シティグループは、シティトラストに内部統制およびコンプライアンス上の問題があるとの結論に達したことから、同社の業務の段階的縮小を発表し、2005年にすべての顧客勘定を閉鎖した。
投資信託の不正取引事件 (2005年5月)	特定のスミス・パーニー投資信託の関連代行業者および非関連の補助代行業者との取決め関係事項に対するSECの捜査について、シティグループは、2005年5月31日にSECと和解し、1億2,800万ドルの不当利得吐き出し、および8,000万ドルの制裁金支払で決着した。
エンロン関連 (2006年5月)	法人金融投資銀行部門のエネルギー企業のエンロンに関する調査レポートの誤った情報により、投資家に損害を与えたこと、および、破綻間際のエンロン関連投資商品を販売したこと等について、連邦証券取引法等違反、契約違反、詐欺、受任者義務違反、不当利得等で、SEC、州司法当局等から摘発を受け、制裁金および様々な損害賠償集団訴訟、個別訴訟が提起された。 シティグループは、2005年6月10日に原告との和解に合意し、シティグループは、1997年9月9日から2001年12月2日までにエンロンが発行した株式および債券のすべてを買い戻すことで、2006年5月24日にテキサス州南部地域連邦地方裁判所に和解内容の承認を得た。
パラマット関連 (2004年～)	シティバンクおよび関連会社による破綻したパラマット関連の債券の取引について、詐欺、過失、不実表示等により、ニュージャージー州関連法等違反で損害賠償訴訟が提起されている。
クレジット・カード 外貨変換関連 (2004年～)	VISA その他カード事業者とともに、クレジット・カード利用に伴う外貨変換の取扱いについて、シャーマン法(Sherman Act)、連邦貸付における真実法等違反(Truth in Lending Act)により損害賠償を提起されている。

(出典：Citigroup, “2006 Financials & Form 10-K”その他をもとに作成)

c. ガバナンス体制

シティグループの経営管理体制は、事業の経営執行を行う執行役員 (Officers) と経営状況を監視する取締役会 (Board of Directors) に別れている。

(a) 執行役員体制

シティグループの執行役員体制は、シティ・リーダーシップ・チームと呼ばれ、会長兼最高経営責任者以下、常任委員会（Executive Committee）議長、副会長、最高執行責任者、最高財務責任者、最高技術管理責任者、最高監査役、各事業部門ヘッド、部門傘下の主要子会社 CEO、米国および主要海外地域の最高経営責任者など、合計 43 名で構成されている。

(b) 取締役体制

取締役会の人数は 13 名から 19 名とし、指名・統治委員会（Nomination and Governance Committee）で候補者が推薦され、株主総会で選任される。指名統治委員会のメンバーは、ニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンス規則およびガバナンス指針の基準を満たすものと規定されており、他の外部機関の役員との相互兼務は禁止されている。2007 年 4 月現在は、16 名であり、うち 14 名が独立（社外）取締役、2 名がシティグループの会長兼最高経営責任者および常任委員会議長である。

シティグループの取締役会の関係委員会には、常任委員会⁷のほか、指名・統治委員会など 6 つの委員会があり、常任委員会および特別訴訟委員会（Special Litigation Committee）⁸を除き、それぞれの委員会憲章で当該委員会のミッションおよび権限等、委員会の構成、運営方法および取締役会への報告などが規定されている（図表 11 参照）。

図表 11 シティグループの取締役会関係委員会とその機能

委員会名	ミッションおよび権限・責任等の概要
監査・リスク管理委員会 Audit and Risk Management Committee	<ミッション> ○ 以下の監督について、取締役会を支援すること ① 財務諸表、財務報告の手續、内部会計および財務統制システムの完全性 ② 内部監査機能の成果 ③ 連結財務諸表および財務報告の内部統制、独立登録公認会計事務所の職務に関する毎年の独立総合監査、および、独立監査人の資質、独立性および成果の評価 ④ リスク評価およびリスク管理の指針基準およびガイドライン ⑤ ディスクロージャー管理および手續を含めた法令・規制要件の遵守 <権限> ○ 独立監査人の選定、評価、指名および変更 ○ 独立監査人の報酬および条件ならびに関連税の承認

⁷ 常任委員会は、取締役会が開催される前に取締役会全体としての行動が必要な事項が生じた場合に、取締役会を代わって対応する委員会であり、内部取締役 2 名を含む 7 名で構成される。

⁸ 特別訴訟委員会は、エンロンなどシティグループが関係した事業に関連して、株主から特定関係者の訴訟の要求があった場合の対応を検討する委員会である。

委員会名	ミッションおよび権限・責任等の概要
指名・統治 委員会 Nomination and Governance Committee	<p><ミッション></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取締役の資格者の特定および取締役候補の取締役会への推薦 ② 取締役会の成果の毎年の評価をリードすること ③ 取締役会の各関係委員会の候補の推薦 <p><義務および責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コーポレート・ガバナンス指針を含む企業統治の方針および実務の充実度の評価 ○ 行動規範、金融専門家の倫理規範、その他内部指針およびガイドラインの見直しおよび評価、ならびにそれらの原則の企業文化および業務慣行への採用状況の監視 ○ 特に会社の良好な評判の維持に關係する業務慣行の見直し 等
人事・報酬 委員会 Personnel and Compensation Committee	<p><ミッション></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会長、CEO および COO の職務に関する報酬の決定 ② 本委員会が策定するガイドラインに沿った、事業計画グループ、最上級管理職およびその他の高給専門職を含む上級管理職の報酬体系の承認 ③ 株主委任状報告書に記載する役員報酬に関する毎年の報告の作成 ④ 上級管理職の成果のほか、管理職の人材、後継者プランおよび能力開発活動の評価 ⑤ 従業員の多様性に関する会社の目標達成の監視 <p><義務および責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会長、CEO および COO 報酬に関する企業の最終目標および目的の見直しおよび承認、これらの目標および目的に照らした会長、CEO および COO の成果の評価、ならびにそれらの取締役会への報告 ○ 会長、CEO および COO の基本報酬、インセンティブ報酬および長期報酬の毎年の見直しおよび決定、ならびに当該決定の取締役会への報告 等
公共関係 委員会 Public Affairs Committee	<p><ミッション></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会社と一般大衆にとって重要な公共問題に關係する会社の方針および計画の検討 ② 会社の外部支援者との關係および会社の評判に影響する課題の検討 <p><義務および責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会社の外部支援者との關係、これら支援者が会社をどのように見ているのかおよびそれらが提起する課題を検討すること ○ 会社が事業を行っている地域社会での事業運営および実務慣行の影響の検討 ○ 会社の政治献金、慈善事業への寄付およびシティグループ基金の審査 ○ 地域再生法關係の成果および公正貸付慣行への適合性の審査 等

(出典：Citigroup, “2007 Proxy Statement”をもとに作成)

(c) ガバナンス指針

シティグループのコーポレート・ガバナンス指針（Citigroup Corporate Governance Guideline：以下「ガバナンス指針」）は、毎年見直され、取締役会によって承認される。ガバナンス指針では、コーポレート・ガバナンスの目的、内部管理体制として、取締役会の体制、取締役の選任方法、取締役および執行役員業績評価、行動および倫理規範、インサイダー取引、ストック・オプション、取締役等への貸付および投資の取扱いなどを規定している（図表 12 参照）。

図表 12 シティグループ・コーポレート・ガバナンス指針（2005年1月19日）の項目

	項目		項目
1	コーポレート・ガバナンスのミッション	17	上級管理職への取締役の連絡
2	取締役会	18	取締役の報酬
3	取締役会のメンバーおよび選任	19	慈善事業への貢献
4	取締役の独立性	20	取締役の導入および継続教育
5	取締役候補の資質	21	会長、CEO および COO の業績

	項目		項目
6	リード取締役	22	後継者計画
7	取締役会の追加的サービス	23	金融専門職の行動規範および倫理規範
8	取締役の兼務	24	インサイダー取引
9	株式保有者の責務	25	ストック・オプション
10	取締役会からの退任/任期	26	取締役との取引
11	地位または責任の変更	27	取締役への貸付金
12	取締役会の業績の評価	28	執行役員への貸付金
13	会議の出席	29	投資
14	年間戦略の見直し	30	補償
15	連絡	31	改定
16	取締役会の委員会		

(出典：Citigroup, “2007 Proxy Statement”をもとに作成)

(d) 行動指針

エンロン事件等の各種の不祥事による事業の建て直しを図るために、シティグループでは、従業員の基本的な行動指針として以下の 3 つの共有する責任 (shared responsibilities) を示すとともに、2005 年 3 月に 5 項目の行動計画「ファイブ・ポイント・プラン (Five Point Plan)」を策定し、グループの意識改革を進めた。

<3 つの共有する責任>

- **顧客に対する責任**：顧客を第一とし、優れたアドバイス、商品およびサービスを提供し、最高レベルの完全性をもって常に行動すること。
- **相互に対する責任**：優れた人に最高の機会を提供し、その才能を理解すること。また、チームメイトに尊敬、多様性を擁護し、成功のための責任を共有し、失敗に対する説明責任を果たすこと。
- **関係企業に対する責任**：それぞれの事業単位の短期的な利益よりもグループ全体の長期的利益を優先すること、株主に対して優れた成果を提供すること、現地の文化を尊重し、社会で積極的な役割を果たすこと、我々の前に来る者を称え、我々の後に来る者に我々の伝統を広めること。

ファイブ・ポイント・プランの内容は、研修の拡充、コミュニケーションの改善、才能と発展への集中、評価と報酬のバランス、統制の強化の 5 項目で構成され、概要は図表 13 とおりである。

図表 13 シティグループの変革のためのファイブ・ポイント・プランの概要

	項目	趣旨および取組の概要
I	研修の拡充	シティグループの伝統、基盤、機会および共有する責任を尊重する気持ちを植え付け、従業員にグループの最終目標を達成するための手段を提供する。 ○ 上級管理職、全管理職および全従業員の 3 つのレベルの年間企業研修など
II	コミュニケーションの改善	シティグループの最終目標および共有する責任のメッセージを恒常的かつ明確に提供し、価値および歴史を尊重し、コミュニケーションを充実させる。 ○ CEO による上級管理職との定例懇談、倫理ホットラインと取締役会の連絡など
III	才能と発展への集中	従業員の才能を構築、発展させ、管理職がその才能を伸ばせるようにする。 ○ 全計画の最低 2 年に 1 度の全面見直し、管理職能力開発プログラム拡充など

	項目	趣旨および取組の概要
		○ 上級レベルの能力検証手続拡充、全世界的職務移動・業務チャンスの共有など
IV	評価と報酬のバランス	共有する責任を恒常的に強化するための業績評価と報酬手続の強化 ○ 上級管理職のための首尾一貫した業績評価、目標設定手続、株式保有拡大 ○ 管理職の評価および共有する責任に関する従業員と管理職との毎年の討議など
V	統制の強化	責任感を育て、失敗を最小限にし、失敗が生じたときに適正に処理できることを確保するための独立した統制および統制環境の強化 ○ 継続的な統制環境強化ならびに事業規則および法令遵守の確保に責任を負う独立のグローバル・コンプライアンス機能創設、リスク統制自己評価手法の活用 ○ 全管理職に対するコンプライアンス研修の実施など

(出典：Citigroup, “2007 Proxy Statement”をもとに作成)

d. 内部統制システムの評価および監査人の意見表明

シティグループでは、前記 b のとおり、様々な訴訟問題を抱え、多額の制裁金等の支払を実施しているが、2006 年度の年次報告書では、シティグループ経営陣は、COSO フレームワークに基づく 2006 年 12 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制について、会社の財務報告に係る内部統制は有効であると確信すると述べている。

また、これを受けて、監査人の意見表明は、COSO のフレームワークにより確立された基準に基づき、すべての重要な観点で、2006 年 12 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効に維持されているとの経営陣の評価は公正であるとしている⁹。

(2) アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)

a. AIG の事業概要

アメリカン・インターナショナル・グループ (American International Group, Inc. : 以下「AIG」) は、2006 年の事業収入規模で世界第 4 位の保険の保険グループであり¹⁰、デラウェア州で設立登記され、ニューヨーク州に本拠を有する持株会社である。AIG は、傘下の子会社を通じて、損害保険、生命保険・年金サービスおよび関連する各種金融サービスを米国および世界 130 余りの国および地域で提供している。

(a) 事業部門

AIG の事業部門は、損害保険事業、生命保険・退職サービス事業、金融サービス事業および資産管理事業の 4 事業部門に分かれる (各事業部門・区分および主要グループ企業の構成は、図表 14 を参照)。

損害保険事業は、米国内企業向け各種保険サービスを提供する国内ブローカレッジ・グループ (Domestic Brokerage Group : 以下「DBG」) を中心に、個人向け自動車保険および高所得層向け各種保険サービスを提供する国内個人保険部門

⁹ 2004 年度の年次報告書以降、経営陣の評価および監査人の意見表明とも同様の判断がなされている。また、SOX 法 404 条に基づく内部統制の有効性評価の実施前の 2003 年の年次報告書においても、2003 年 12 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であるとの経営陣の評価が述べられている。

¹⁰ Fortune Global 500 (2006 年)

(Domestic Personal Lines : 以下「DPL」)、ローン保証保険その他関連サービスを提供するユナイテッド・ギャランティ・コーポレーション (United Guarantee Corporation : 以下「UGC」)、再保険サービスを提供するトランス・アトランティック・ホールディング・インク (Transatlantic Holdings Inc. : 以下「TRH」) およびアジア、太平洋、中南米など世界各地の損害保険サービス網である外国損害保険グループ (Foreign General Insurance Group : 以下「FGIG」) で構成される。

生命保険・退職サービス事業は、アジア、太平洋、欧州、中南米など世界各地で生命保険、医療保険および退職サービスを提供する外国生命保険・退職サービス (Foreign Life Insurance & Retirement Services : 以下「FLIRS」) および米国内で生命保険、年金、傷害・医療保険、財務・不動産プランニングや相続資産移転サービスなどを提供する国内生命保険・退職サービス (Domestic Life Insurance & Retirement Services : 以下「DLIRS」) に分けられる。

一方、金融サービス事業は、航空機リース、商品・通貨・エネルギーなどの先物・デリバティブ取引等を行うキャピタル・マーケット、消費者金融、保険料ローンの各事業で構成される。資産管理事業は、AIG の保険資産の運用とともに、機関投資家向けおよび個人投資家向け資産運用、有価証券仲介・引受、プライベート・バンキング、機関投資家向けスプレッド・ベース投資などのサービスを提供している。

図表 14 AIG の事業部門別の事業主体および商品・サービスの概要

事業部門	事業区分	主なサービス提供企業	主な商品・サービス提供内容
損害保険事業	国内損害保険 (DBG)	・ ナショナル・エオン・ファイ・インシュアランス・カンパニー・オブ・ピッツバーグ・ペンシルベニア	会社役員賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、ネットワーク・セキュリティ保険、身元信用・犯罪保険、専門職業賠償責任保険、受託者賠償責任保険
		・ アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー	中小企業向けエクセス賠償責任保険、労災補償保険
		・ レキシントン・インシュアランス・カンパニー	損害保険、医療およびプログラム・リスクのエクセス・サープラスライン保険
		・ AIG リスク・マネジメント・インク	大企業向け賠償リスク・マネジメント商品・サービス
		・ AIG エンバィアロメンタル	環境に関する補償およびサービス
		・ AIG ワールド・ソース	米国の多国籍企業および米国で事業展開する外国企業向けグローバル保険プログラム
		・ AIG コンサルタンツ・インク	航空、運輸、建設工事、海運および中小企業分野に対する世界的な傷害・医療保険サービスやエンジニアリング・サービス
	国内個人保険 (DPL)	・ HSB グループ	ボイラー等各種機器検査・故障保険サービス
		・ AIG ダイレクト ・ AIG エンヂィンシー・オート ・ 21 st センチュリー・インシュアランス・グループ	個人向け自動車保険
		・ AIG プライベート・クライアント・グループ	富裕層対象の各種個人向け保険サービス
ユナイテッド・ギャランティ・コーポレーション (UGC)		第一順位、第二順位の担保権付モーゲージ貸付や教育ローンに関する債務不履行保証保険、その他金融サービス	

事業部門	事業区分	主なサービス提供企業	主な商品・サービス提供内容
	トランス・アトランティック・ホールディングス・インク (TAH)		特約および任意再保険サービス
	外国損害保険 (FGIG)	・アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ (AIU)	アジア、太平洋、中南米、欧州、アフリカ中東地域の法人および個人顧客向け各種損害保険サービス
生命保険・退職サービス事業	外国生命保険・退職サービス (FLIRS)	・アメリカン・インターナショナル・アシユアランス・カンパニー	南アジア最大の生命保険会社として、オーストラリア、ブルネイ、中国、グアム、香港、インド、インドネシア、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、韓国、タイ、ベトナムなどに事業展開
		・アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (ALICO)	日本、欧州、中東、中南米、南アジア、カリブ海諸国など 50 カ国で事業展開
		・AIG スター生命保険株式会社および AIG エジソン生命保険株式会社	日本における代理店、ブローカーおよび提携銀行を通じた生命保険、傷害・医療保険および退職貯蓄サービス
		・パン・シヤン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	台湾で第 2 位の生命保険会社
		・フィリピン・アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	フィリピンで生命保険事業を展開
	国内生命保険・退職サービス (DLIRS)	・AIG アメリカン・ジェネラル	生命保険、年金、傷害・医療保険
		・AIG アニウイティ・インシュアランス・カンパニー	定額年金商品、各種年金商品
		・AIG VALIC	教育機関および医療機関を中心とする団体年金商品
		・AIG アメリカ・リタイアメント・マーケット・インク	個人変額年金商品
	金融サービス事業	・インターナショナル・リース・ファイナンス・コーポレーション (IFLC)	商業用ジェット機のリースおよび再販事業
・AIG ファイナンシャル・プロダクツ・コーポ		定型・非定型の商品、クレジット、通貨、エネルギー、株式、金利等の先物取引、デリバティブ等のヘッジ商品	
・アメリカン・ジェネラル・ファイナンス・インク		米国内向け消費者金融商品	
・アメリカン・コンシューマー・ファイナンス・グループ・インク		新興市場を中心とした消費者金融商品	
・インベリアル・A.I.クレジット		保険料ローン	
資産管理事業	・AIG グローバル・インベストメント・グループ	機関投資家、個人および富裕層向け株式、債券、プライベート・エクイティ、ヘッジ・ファンド・オブ・ファンズ、不動産投資管理・運用	
	・AIG アメリカ・アセット・マネジメント・コーポ	個人向け投資信託の運用・管理および個人・機関投資家向けに販売する変額年金資産の運用・管理サービス	
	・AIG アドバイザー・グループ・インク	米国内の退職貯蓄プランを提供する独立系ファイナンシャル・アドバイザーに対する金融商品およびサポート・サービス	
	・AIG プライベート・バンク・リミテッド	資産運用およびプライベート・バンキング専門サービス	

(出典：AIG，“2006 Annual Report”をもとに作成)

(b) 事業動向

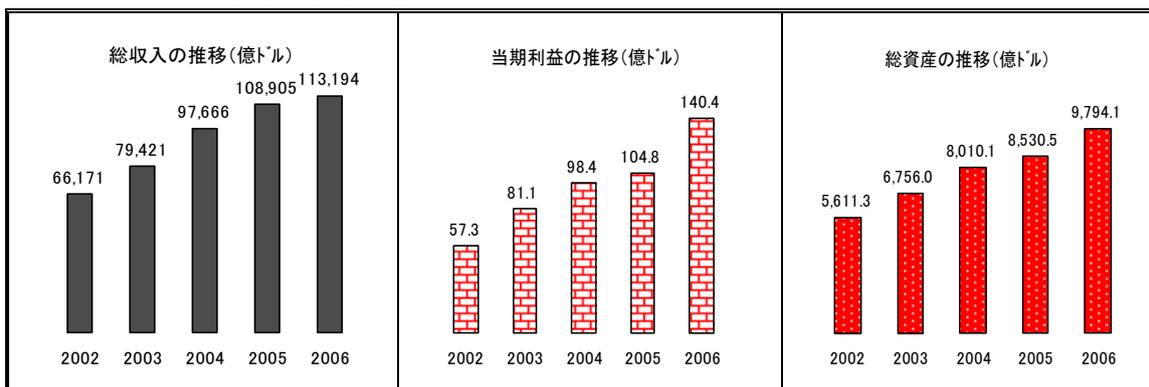
AIG の主要事業指標の推移は図表 15 のとおりである。また、過去 5 年間の事業部門別総収入および営業利益の推移ならびに資本収益率、一株当たり利益率および事業年度末株式時価総額の推移は、図表 16 のとおりである。

総収入は、デリバティブ事業でのヘッジの会計の取扱いが認められなかった影響に

より 2006 年度に収入減となった金融サービス事業を除き、引続き拡大し、特に 2006 年度は収入保険料および投資収入が好調だった損害保険事業および生命保険・退職年金サービス事業の増収が目立った（図表 17 参照）。

一方、営業利益は、2004 年度および 2005 年度にハリケーン等の自然災害による保険金支払増や 2005 年度は司法制裁金支払の影響により損害保険事業において減益となったが、グループ全体でみると、2005 年度を除き、2 桁増益を示している。

図表 15 AIG の主要事業指標の推移



(出典：AIG，“2006 Annual Report”をもとに作成)

図表 16 AIG における事業収入、営業利益、当期利益その他の主要指標推移（単位：百万ドル）

	2002	2003	2004	2005	2006
総収入					
損害保険事業	25,600	33,833	41,961	45,174	49,206
生命保険・退職サービス事業	31,642	36,800	43,402	47,376	50,163
金融サービス事業	6,822	6,242	7,495	10,525	8,010
資産運用事業	3,467	3,651	4,714	5,325	5,814
その他	(1,360)	(1,105)	94	565	1
総収入合計	66,171	79,421	97,666	108,905	113,194
営業利益					
損害保険事業	923	4,502	3,177	2,315	10,412
生命保険・退職サービス事業	5,181	6,807	7,923	8,844	10,032
金融サービス事業	2,125	1,182	2,180	4,276	524
資産運用事業	1,125	1,316	2,125	2,253	2,346
その他	(1,546)	(1,900)	(560)	(2,475)	(1,627)
営業利益合計	7,808	11,907	14,845	15,213	21,687
当期利益合計	5,729	8,108	9,839	10,477	14,048
資本収益率 (ROE)	10.59	12.54	13.27	12.34	15.26
普通株式 1 株当たり基本利益	2.20	3.10	3.83	4.03	5.38
普通株式 1 株当たり希薄化後利益	2.17	3.07	3.79	3.99	5.35
12 月 31 日現在時価総額	150,965	172,888	170,507	177,169	186,402

(出典：AIG，“2006 Annual Report”をもとに作成)

図表 17 AIG の損害保険事業および生命保険・退職サービス事業の主要指標推移 (単位: 百万ドル)

	2002	2003	2004	2005	2006
損害保険事業					
グロス収入保険料	36,678	46,938	52,046	52,725	56,280
正味収入保険料	26,718	35,031	40,623	41,872	44,866
正味既経過保険料	23,595	31,306	38,537	40,809	43,451
事業利益 (損失)	(1,082)	1,975	(247)	(2,050)	4,657
正味投資利益	2,350	2,566	3,196	4,031	5,696
実現キャピタル・ゲイン (ロス)	(345)	(39)	228	334	59
損害保険事業営業利益	923	4,502	3,177	2,315	10,412
損害保険事業損害率	83.12	73.06	78.78	81.09	64.56
損害保険事業費率	21.81	19.62	21.52	23.06	24.50
損害保険事業コンバインド・レシオ	104.93	92.68	100.30	104.69	89.06
生命保険・退職サービス事業					
GAAP ベースの保険料	20,694	23,496	28,088	29,400	30,636
正味投資利益	11,243	12,942	15,269	18,134	19,439
実現キャピタル・ゲイン (ロス)	(372)	240	45	(158)	88
生命保険・退職サービス事業営業利益	5,181	6,807	7,923	8,844	10,032

(出典: AIG, “2006 Annual Report”をもとに作成)

b. 内部統制不祥事問題

AIG では、各種の不祥事による司法手続および集団訴訟が発生し、様々な内部統制上の問題が生じている (図表 18 参照)。特に、2004 年に発生したブローカーによる不正入札事件を契機としたニューヨーク州司法当局の捜査によって明らかになった不正会計等一連の不祥事によって、経営トップの交代、財務報告書の過去に遡っての修正、内部統制システムの見直しなど一連の改革が行われた (後記 d(b)(c)参照)。

図表 18 AIG における主な不祥事の例

事案	概要
不正入札、不正財務報告、労災保険料税不正申告 (2006 年 2 月)	<p>超過損害カバーの商業賠償責任保険の不正入札、様々な取引を通じた不正財務報告、労災保険の保険料不正申告等について、2006 年 2 月に、SEC、連邦司法省、ニューヨーク州司法庁および同保険庁と司法取引を行い、制裁金、被害者への補償基金および罰金等の総額 16 億 4,300 万ドルを支払うことに合意した。</p> <p><不正入札> 保険ブローカーのマーシュ (Marsh) によって、AIG に超過損害カバーの賠償責任保険を引受させ、または継続させるために、他の保険会社から、より高い保険料または引受条件の悪い契約見積りを出させる不正入札行為が行われたが、AIG の従業員はこれを承知していた。</p> <p><不正財務報告> 保険金支払に備えた準備金を増額するために、再保険会社のジェンリー (GenRe) との間でファイナイト再保険取引を行ったが、当該再保険取引では実質的なリスクの移転はなく、ローン取引として処理されるべきとされた。また、バーミューダやバルバドスなど海外の独立した再保険会社との取引と見せかけて AIG の実質的な影響力のある会社と再保険取引を行うことによって、不正にリスク移転を見せかけて、準備金計上を操作したとされた。</p> <p><労災保険の保険料税不正申告> 少なくとも 1990 年代初めから、労災保険の保険料を一般賠償責任保険の保険料として計上することで、労災保険料のシェアによって金額が決まる州の労災補償基金の納付金の負担を免れる行為が行われていた。1992 年に違法行為であることのメモ書きが経営上層部に報告され、またその数年前にも同様の報告がなされ</p>

	ていたが、是正措置はとられず放置された。
PNC (先物取引不正) 事件 (2004 年 11 月)	子会社の PNC による先物取引の不正について、SEC および連邦司法省と司法取引を行い、SEC に対して、不当利益の吐出しおよび内部の先物取引審査機関の設置すること、連邦法務省に対して罰金 8,000 万ドルを支払うことで合意した。
不正行為による AIG 株式下落等	一連の不正取引等の事件によって AIG の株式が下落したことを理由として、年金基金や法人、個人から損害賠償の訴訟が提起されている。また、不正入札事件に関連して、ブローカーへの不正なコンティンジェンシー・コミッション支払に関する各種の損害賠償訴訟が提起されている。

(出典：AIG，“2006 Annual Report”をもとに作成)

c. ガバナンス体制

AIG の経営管理体制は、事業の経営執行を行う執行役員と経営状況を監視する取締役役に別れている。

(a) 執行役員体制

執行役員体制は、図表 19 のとおり、最高経営責任者をトップとしてグループ全体を統括する 16 名の上級執行役員および 24 名の執行役ならびに各事業部門を統括する 27 名の執行役で構成される。また、このほかに、経営に関する相談役としての 6 名の名誉役員および国際業務に関するアドバイスを行う国際的な有識者 16 名で構成する国際諮問委員会がある。

図表 19 AIG の執行役員体制

<p>上級執行役員 (Executive Officers) (16 名)</p> <p>最高経営責任者</p> <p>SVC 生命保険担当、VC グローバル経済戦略担当、VC 対外担当</p> <p>EVC 最高財務責任者、EVC 法律顧問・上級規制法令遵守責任者、EVC 生命保険担当、EVC 損害保険担当、EVC 最高投資責任者、EVC 国内個人種目担当、EVC 外国損害保険担当、EVC 退職サービス担当</p> <p>SVP 金融サービス担当、SVP 内部監査人、SVP 最高リスク管理責任者、SVP 戦略企画担当</p>	<p>名誉役員 (Honorary Directors) (6 名)</p>
<p>企業執行役員 (Corporate Officers) (24 名+27 名)</p> <p>SVP、SVP コミュニケーション担当、SVP 損害保険アクチュアリー、SVP 企業事項担当、SVP 投資担当、SVP 秘書役、SVP 運営システム担当</p> <p>VP 企業事項、VP 研究・開発担当、VP 最高再保険責任者、VP 財務管理者、VP インベスター・リレーションズ、VP 戦略企画担当、VP、VP コーポレート・ガバナンス担当、VP 最高信用管理責任者、VP 企業事項担当、VP 損害査定担当、VP メディア関係担当、特別顧問コミュニケーション担当</p> <p>損害保険部門担当 (SVP2 名、VP4 名)</p> <p>外国損害保険部門担当 (SVP2 名、VP7 名)</p> <p>生命保険・退職サービス部門担当 (SVP3 名、VP6 名)</p> <p>資産運用部門担当 (SVP1 名、VP2 名)</p> <p>(注) EVP はエグゼクティブ・バイス・プレジデント、SVP はシニア・バイス・プレジデント、VP はバイス・プレジデントを示す。</p>	<p>国際諮問役員会 (International Advisory Board) (16 名)</p>

(出典：AIG，“2007 Proxy Statement”および“2006 Annual Report”をもとに作成)

(b) 取締役体制

取締役体制は、取締役会会長を含め 15 名（うち独立（社外）取締役 13 名、執行役員兼務の内部取締役 2 名）の取締役で構成する取締役会、ならびに監査委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、報酬・経営人材委員会、財務委員会、公共政策・社会的責任委員会、および規制・法令遵守・法務委員会の 5 つの委員会で構成されている（図表 20 参照）。

図表 20 AIG の取締役会の構成

取締役会 Board of Directors	独立取締役 13 名、執行役員兼務取締役 2 名（最高経営責任者および上席副会長）の合計 15 名で構成
監査委員会 Audit Committee	<p><目的> ①AIG の財務報告の完全性、②AIG の法規制要件への適合、③AIG の独立監査人の質、独立性および成果、ならびに④AIG の内部監査機能の監督において取締役会を支援する。</p> <p><組織・構成> SEC およびニューヨーク証券取引所の上場基準その他適用法規制に基づく独立性基準を満たす 3 名以上の取締役で構成される。各委員は財務に関する知識を有し、少なくとも 1 人はニューヨーク証券取引所の上場基準に従って会計または財務管理の経験を有するものとする。</p>
指名・コーポレート・ガバナンス委員会 Nomination & Corporate Governance Committee	<p><目的> ①取締役会の承認した基準に合致する資格のある個人を取締役会メンバーにするために特定し、取締役会およびその委員会の一員として指名、選挙または任命するために個人を取締役に推薦し、②コーポレート・ガバナンス指針を策定し、取締役会に推薦することを含め、コーポレート・ガバナンス事項について取締役会に諮問し、③取締役会およびその委員会の評価について監督する。</p> <p><組織・構成> ニューヨーク証券取引所規則の独立性基準を満たす 3 名以上の取締役で構成され、年間 4 回以上の会合を開く。</p>
報酬・経営資源委員会 Compensation & Management Resources Committee	<p><目的> ①AIG の報酬プログラムを監督し、②CEO の報酬を決定・承認し、③上級執行役員および従業員の報酬プログラムを承認し、④AIG 役員能力開発および継承プログラムを監督し、⑤AIG 株主議決権報告書に記載される執行役員報酬に関する委員会報告を作成する。</p> <p><組織・構成> ニューヨーク証券取引所規則の独立性基準を満たす 3 名以上の取締役で構成され、年間 4 回以上の会合を開く。</p>
財務委員会 Financial Committee	<p><目的> ①AIG の財務および投資方針の審査および取締役会への勧告による取締役会の監督責任の支援、②AIG の資本構造、事業への資本の利用、事業資金調達方法その他戦略的事項に関する経営陣への戦略的指針の提供、③取締役会から委任された金額での発行、投資、処分その他取引および事案を承認する権限を有し、④AIG の子会社の財務・投資その他類似の委員会または子会社の取締役会への法律相談およびアドバイスを行う。</p> <p><組織・構成> 過半数がニューヨーク証券取引所規則の独立性基準を満たすとともに、CEO を含む 3 名以上の取締役で構成され、年間 4 回以上の会合を開く。</p>
公共政策・社会的責任委員会 Public Policy & Social	<p><目的> AIG に事業運営、業績または企業の評判に影響する、AIG にとって重要な現行または新興の企業の社会的責任および政治的かつ公共的政策課題に関係する AIG の地位および方針の見直しに責任を有する。</p>

Responsibility Committee	<p><組織・構成> ニューヨーク証券取引所規則の独立性基準を満たす 3 名以上の取締役で構成され、年間 4 回以上の会合を開く。</p>
規制・法令遵守・法務委員会 Regulatory, Compliance & Legal Committee	<p><目的> AIG の法規制およびコンプライアンス事項の処理の監督において取締役会を支援する。当該監督に必要と思われる手続をとる権限を有するが、取締役会が法規制事項等の解決・処分の承認権限を保持する。</p> <p><組織・構成> ニューヨーク証券取引所規則の独立性基準を満たす 3 名以上の取締役で構成され、年間 4 回以上の会合を開く。</p>

(出典：AIG, “2007 Proxy Statement”をもとに作成)

(c) コーポレート・ガバナンス体制

AIG のコーポレート・ガバナンス体制は、AIG の取締役会および経営陣の役割、取締役会の構成、取締役の資格・選任、取締役会の運営、関係委員会の構成、取締役の責任等を規定する AIG コーポレート・ガバナンス指針 (American International Group, Inc. Corporate Governance Guidelines) および AIG の取締役の独立性基準などの規定に基づき運営されている (ガイドラインの概要は図表 21 のとおり)。

図表 21 AIG コーポレート・ガバナンス指針

項目	概要
1 はじめに	
2 取締役会および経営陣の役割	株主を代表して、CEO および上級経営陣への助言者として活動するとともに経営陣の成果を監督する役割を担う。
3 取締役会の構成	取締役会の構成は時宜に応じて決定され、AIG の業務の規模・複雑さ等から現在は 14 名から 16 名が望ましいが、そのうち 3 分の 2 はニューヨーク証券取引所基準の独立性を有すべき。
4 取締役会の会長	会長は CEO から分離され、独立取締役から選任され、議題準備、会議の進行、CEO の成果等の定期的審査等を主導する。
5 取締役の選任	指名・コーポレート・ガバナンス委員会が候補者を取締役会に推薦し、年次株主総会で選出される。また、候補者の評価、株主からの推薦の検討、取締役の新任説明・教育等を実施する。
6 取締役の選挙、任期および退任	取締役の職務は、年次株主総会での次回選挙、後継者の選挙・承認または早期退任まで、任期の上限はないが、原則 73 歳到達後の再任はない。前任の CEO は取締役を務めない。
7 取締役会の会合	年間 6 回以上開催し、会長、CEO または 2 名以上の取締役の要求により追加開催される。会長が CEO と相談のうえ議題を用意する。
8 非公開幹部会議	独立取締役間での自由でオープンな討議・対話のため、経営陣の参加しない非公開幹部会議を定例取締役会に合わせて開催。
9 取締役会の委員会	監査、報酬・経営資源、指名・コーポレート・ガバナンス、財務、公共政策・社会的責任、規制・法令遵守・法務の 5 委員会を常設。前 3 委員会は独立取締役のみ、他は独立取締役が過半数を構成する。
10 取締役会の責任	取締役会は、AIG の全般的戦略および事業計画の定期的審査・承認、CEO の選定・評価、経営継承計画の審査・検討、CEO の報酬の評価・承認等の職務を負う。
11 取締役への期待事項	取締役の第一の責任は、AIG の最善利益での経営判断を行うこと。取締役は、可能な限り各会合に出席し、出席率 75%未満の場合は次期指名されず、AIG への忠誠と倫理綱領遵守義務を負う。
12 取締役会との連絡	株主は、書面またはメールにより、直接、取締役と連絡が可能。

	項目	概要
13	取締役会および委員会の成果評価	取締役会は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会を通じて、取締役会、常設委員会、個々の取締役の自己評価を毎年実施する。
14	慈善寄附	経営陣は、年間 10 万ドル以上の慈善寄附等を公共政策・社会的委員会に報告するとともに、事前に指名・コーポレート・ガバナンス委員会に知らせる。
15	政治献金	経営陣は、毎年 1 回以上、実施した政治献金について公共政策・社会的委員会に報告するとともに、同委員会は取締役会に報告する。
16	経営陣および外部助言の信任	取締役会は、上級経営陣に直接アクセスし内部法務、会計その他助言者から助言および支援を受けることができ、必要に応じて外部の法務、会計その他のアドバイザーから助言取得が可能。その費用は AIG が負担する。

(出典：AIG，“2007 Proxy Statement”をもとに作成)

d. 内部統制システムの評価と監査人の意見表明

(a) 2004 年および 2005 年の内部統制評価

AIG 経営陣は、COSO の「内部統制 - 統合的枠組」の基準にしたがって、2004 年 12 月 31 日現在の財務報告に関する内部統制について評価を行い、以下の 5 項目について、重大な欠陥が存在することが発見された（具体的な欠陥の概要については、図表 22 参照）。

- ① 統制環境
- ② リスク移転の評価に関する統制
- ③ 一部の貸借対照表の照合・確認に関する統制
- ④ 一部のデリバティブ取引の会計に関する統制
- ⑤ 法人所得税会計に関する統制

図表 22 AIG の財務報告に係る内部統制システムの経営陣による評価で問題となった 5 項目

統制事項	判定内容
統制環境	前最高経営責任者および前最高財務責任者を含む特定の上級経営者が一定の統制を無効にして特定の取引および会計計上を有効にする影響力行使を阻止するための AIG の統制環境内の統制は有効ではなかった。
リスク移転の評価	損害保険部門における一定の保険および再保険取引が保険および再保険会計に適合するために十分なリスク移転を伴っているかどうかの適正な評価、文書化および開示に関する有効な統制を維持していなかった。
貸借対照表の照合・確認	ある主要な AIG の事業区分（主に国内ブローカレッジ・グループ）における特定の貸借対照表勘定の正確性を確保するための有効な統制を維持していなかった。具体的には、会計担当者が適時に照合・確認を行わず、未収保険料、回収再保険金および会社間勘定に係る調整項目が適切に解決されていなかった。その結果、保険料その他の報酬、保険金および給付金、保険獲得その他の営業費用、未収保険料および未収保険債権、再保険資産、支払備金、未経過保険料、その他の資産および利益剰余金が GAAP の下で虚偽表示された。
デリバティブ取引会計	あるデリバティブ取引がヘッジ会計に関する GAAP の下で適正か否かの評価および文書化に関する有効な統制を維持していなかった。その結果、正味投資利益、実現キャピタル・ゲイン（ロス）その他の収益、その他の包括利益（損失）累計額および関連する貸借対照表勘定が GAAP の下で虚偽表示された。

統制事項	判定内容
法人所得 税会計	法人所得税等引当金および関連する繰延法人所得税等の特定の構成要素の決定および報告に関する有効な統制を維持していなかった。具体的には、法人所得税等引当金算定の構成要素および関連する法人税等の正確性の見直しおよび監視、ならびに税務上と財務報告上の資産および負債の差異を効果的に繰延法人所得税等に調整するための監視に関する有効な統制を維持していなかった。その結果、法人所得税費用、未払法人所得税等、繰延税金資産および負債、利益剰余金ならびにその他の包括利益が GAAP の下で虚偽表示された。

(出典：AIG，“2006 Annual Report”をもとに作成)

(b) 財務報告に関する内部統制システムの不備事項の改善措置

上記の状況を踏まえ、AIG の最高経営責任者 (Chief Executive Officer)、最高財務責任者 (Chief Financial Officer)、内部監査人 (Comptroller) および経営戦略担当副社長とともに最高リスク管理責任者 (Chief Risk Officer) が指導する実行委員会 (Steering Committee) によって、これら内部統制システムの重大な欠陥に対する改善プランが策定・実施された (図表 23 参照)。改善プランの実施状況は、AIG の取締役会の監査委員会に報告され、審査された。しかしながら、2005 年 11 月の時点で、前記(a)の 5 項目のうち、特に③、④、⑤についての改善が不十分であることが判明した。AIG 経営陣は、2005 年 12 月 31 日時点の財務報告に関する内部統制システムの評価において、①の統制環境および②のリスク移転の評価に関する内部統制については、是正されたが、残りの 3 項目については、重大な欠陥があるとの評価を行った。

図表 23 AIG の財務報告に係る内部統制システム不備に対し、実施された改善措置 (2004・2005 年)

統制事項	是正措置の概要
統制環境	<p>○新しい気風・哲学をもった上級経営者の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい最高経営責任者および最高財務責任者が、他の上級経営者とともに選任され、効果的なガバナンス、強力な統制環境、高い倫理性および財務報告の完全性を通じて、すべての利害関係者に透明で明確なコミュニケーションの達成に責任を負うこととなった。 <p>○要員の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計、内部監査、企業リスク管理および法令遵守の人材を拡充し、専門的財務および会計経験のある追加要員を雇用して、財務報告のより強固な報告ラインを構築した。 <p>○財務開示委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務開示委員会 (Financial Disclosure Committee) は、最高経営責任者および最高財務責任者の AIG の財務情報開示の正確性および適時性の監督責任の実行を支援する。 <p>○その他是正措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職および引受、会計監査、保険数理および財務報告業務の担当従業員について、さらなる教育、監督、財務報告以外への配置転換や解雇などの是正措置を実施した。 従業員は、公式の倫理教育訓練の必要性を認識し、AIG の行動規範の遵守を再確認した。 <p>○行動規範</p> <ul style="list-style-type: none"> 全従業員は AIG 法令遵守部門が策定・監視する公式の倫理教育訓練の修了が要求される。 AIG は、取締役、執行役員および上級財務管理職の行動・倫理規範を実施し、これら役員および上級財務管理職は同規範に規定される原則および手続の遵守が求められる。 <p>○最高リスク管理責任者の権限強化およびオペレーショナル・リスク管理部の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> AIG は、グループ全般の信用、市場およびオペレーショナル・リスク管理に責任を負い、各事業部門レベルのリスク管理機能を監督する最高リスク管理責任者 (Chief Risk Officer) の権限を強化し、上級経営者とより緊密に協力して、グループ全体および主要事

統制事項	是正措置の概要
	<p>業部門レベルのリスクを特定、評価、計測、管理および削減する体制とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG は、最高リスク管理責任者に報告し、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスクのより効果的な識別および管理のための拡大したリスク自己評価プロセスに携わるオペレーショナル・リスク管理部を設立した。 <p>○規制遵守・法令委員会の設立および中央管理コンプライアンス・フレームワークの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG の取締役会は、AIG に適用される法規制の遵守を監督する規制・遵守・法令委員会 (Regulatory, Compliance and Legal Committee) を設立した。 ・最高経営責任者に報告する最高コンプライアンス責任者は、法人レベルで中央管理されるコンプライアンス機能を実行し、コンプライアンス・フレームワークを策定した。その枠組の下、全主要事業部門で一貫したコンプライアンス方針および手続が実施されている。 <p>○複合仕組金融取引委員会の役割・機能の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG は、AIG を法令、評判、規制の各リスクその他の高いリスクにさらしうる取引、または第三者に対して適応される会計原則と一致しない会計もしくは財務報告結果を可能としうる取引を審査・承認し、関係者の取引を含む特定された取引を AIG の会計・財務報告の審査・承認の対象に含めるために、複合仕組金融取引委員会 (Complex Structured Finance Transaction Committee) の役割の範囲および活動を拡大した。 ・主要事業部門では、複合仕組金融取引を特定・分析し、AIG のグループ・レベルの委員会に承認のために提示できる自らの能力を拡大するために、独自の委員会および手続を実施した。
リスク移転の評価	<p>○リスク移転方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG は、損害保険分野における元受保険、保有再保険および出再保険に関する公式のリスク移転方針を策定した。本方針は、引受および、妥当ならば、保険数理職によって、保険会計を支えるリスク移転の十分性を評価するガイドラインを確立し、取引に関する適切な会計を可能とするために、評価の適切な文書が会計職に提供されることを求めるものである。 <p>○リスク移転評価プロセスの引受および財務監査プロセスへの組み入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG は、リスク評価プロセスを引受および財務監査プロセスの中に組み入れる手続を確立した。
貸借対照表の照合・確認	<p>○一定の貸借対照表の照合・確認に関する統制の改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG は、識別、評価、測定する能力を拡充し、貸借対照表の正確性を確保することに役立つ次のような措置を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 貸借対照表の照合・確認に関する新しい企業ガイドラインの採用・実施 - 新ガイドラインの要件に基づく従業員の研修のための新しいプログラムの実施 - 資格者従業員の追加および外部人材との契約による貸借対照表の照合・確認業務に対する監督の拡充 - 貸借対照表の照合・確認に係る財務諸表の評価および監視に関するプロセスの拡充
デリバティブ取引会計	<p>○一定のデリバティブ取引に関する会計における統制の改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG は、実質的な弱点を改善するために、次のような措置を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - システムの拡充ならびにデリバティブおよび関連する資産・負債の会計に対する新しい統制の実施 - AIG 子会社によるヘッジ会計の採用に先立って、特定の文書化要件を含む、FAS133 の規定に技術的に適合することを確保するための新しい手続および統制の実施 - FAS133 の専門性を持った追加的人材の雇用を通じた一部のデリバティブ会計問題に対する改善された管理、監視および監督の確立
法人所得税会計	<p>○法人所得税会計に関する統制の改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIG は、実質的な弱点を改善するために、次のような措置を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 所得税会計に対する新しい統制の実施 - 資格を有する要員の追加的な雇用を通じた法人税会計に対する監督の拡充 - 法人税会計の分析を支援するための外部会計事務所との契約 - 法人税に係る財務諸表の評価および監視プロセスの拡充

(出典：AIG, "2006 Annual Report"をもとに作成)

(c) 2006 年末の内部統制システムの評価

これを踏まえて、2006 年度も引続き是正措置が実施され、その改善状況が同様に評価された。この結果、AIG 経営陣は、2006 年 12 月 31 日時点で、③および④については内部統制は有効と評価した。しかしながら、2006 年中に再度、法人所得税の修正を行わなければならない状況となり、⑤の法人所得税会計に関する内部統制については、無効との評価を行い、⑤について追加の是正措置が実施された（図表 24 参照）。これにより、AIG の最高経営責任者および最高財務責任者は、2006 年 12 月 31 日時点で、AIG の開示統制および手続は、無効であるとの結論を下した。なお、経営陣の内部統制評価が無効の場合、年次報告書において「会計および財務開示に関する変更および会計士との意見相違」として無効の評価が表明され、監査人のこれに対する意見表明は行われていない。

図表 24 AIG の財務報告に係る内部統制システム不備に対し、実施された改善措置（2006 年以降）

統制事項	是正措置の概要
貸借対照表の照合・確認	<p>○貸借対照表の照合・確認に関するグループ全体の会計指針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIG 経営陣は、2006 年に貸借対照表の照合・確認に関するグループ全体の会計指針を策定した。同指針は、2005 年に策定された個々の企業の会計指針を補完するものであり、全ての財務報告単位に、調整項目の決定および対象事案の評価を含む貸借対照表の適時の評価・確認の遂行を求めるものである。 ・ 新しい指針の実施に合わせて、研修期間および自己評価プロセスの設定がなされ、指針への継続的な適合状況を監視するための資格を有する要員の追加的増員が実施された。
デリバティブ取引会計	<p>○ヘッジ会計の監督・監視のための特別チームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIG 経営陣は、2006 年中にデリバティブおよびヘッジ会計の専門職を主要な地位に追加雇用した。 ・ AIG では、デリバティブ会計に豊富な経験を有する会計専門職で構成する新しい専門チームを創設した。同チームは、AIG 全体のヘッジ会計の適用を監督・監視し、AIG および子会社が FAS133 および AIG の会計方針に適合することを確保する責任を負う。 ・ AIG では、既存システムの拡充と新しいアプリケーションへの投資により、ヘッジ会計の適用に係る一定のプロセスを自動化し、マニュアル手続への依存を減少させた。
法人所得税会計	<p>○法人所得税会計に関する統制の改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIG は、実質的な弱点を改善するために、2006 年中に次のような措置を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 標準的な主要統制機能の全世界的な実施およびそのテストに引続き注力する - より詳細な財務諸表の対象の分析とともに、過去の貸借対照表における所得税会計の照合・確認、評価および監視に引続き注力する - 全世界的な所得税会計報告手段の実施 - 特定の事業部門および個別企業における税務マネージャーおよび税務会計士とともに新しい税務担当役員を含む、資格を有する要員の追加雇用 - 現場訪問および研修会議を利用した各企業および事業単位の所得税会計の研修および教育プログラムの策定および普及

(出典：AIG, "2006 Annual Report"をもとに作成)

(3) マーシュ&マクレナン・カンパニーズ (MMC)

a. 事業概要

マーシュ&マクレナン・カンパニーズ (Marsh & McLennan Companies, Inc.) は、デラウェア州で設立登記され、本部をニューヨーク州に有する持株会社である。マー

シュ&マクレナン・カンパニーズおよびその子会社（以下「MMC」）は、世界 100 カ国以上の拠点と約 55,000 人の従業員を有し、2005 年の事業収入規模で世界第 1 位の保険仲立業¹¹を中心として、リスク・マネジメントおよび各種コンサルティング・サービス等を提供するリスクおよび保険サービス・グループである。

MMC の事業部門は、①リスク・マネジメント、保険・再保険のブローカー業務および関連サービスを提供するリスク・保険サービス部門、②リスク・コンサルティング、調査・安全サービスおよび技術的解決策などを提供するリスク・コンサルティングおよび技術部門、ならびに③退職投資、医療・福利厚生、アウトソーシングなど経営管理・人材コンサルティング・サービスを提供するコンサルティング部門、および④投資信託など有価証券運営・管理サービスを行う投資管理部門の 4 部門で構成される（図表 25 参照）。なお、投資管理部門のпатナムは、2007 年 1 月に、カナダの電力会社の金融部門であるパワー・ファイナンシャル・コーポレーション（Power Financial Corporation）の子会社のグレート・ウェスト・ライフコ（Great-West Lifeco, Inc.）に 39 億ドルで売却されることが合意され、2007 年半ばに MMC から分離される予定である。

図表 25 MMC の事業部門の概要

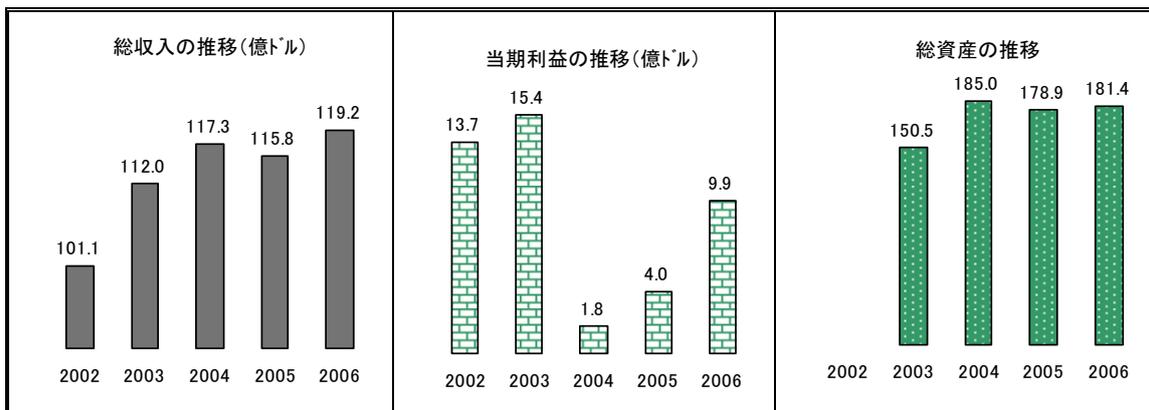
事業部門	事業概要	主要企業
リスク・保険サービス部門	保険および再保険の仲立ならびにリスク助言、リスク移転、リスク予防・低減などリスク・マネジメント・サービス	マッシュ・インク、ガイ・カーペンタ&カンパニー・エルエルシー
リスク・コンサルティングおよび技術部門	リスク・コンサルティングおよび関連する調査、評価・分析、財務、安全サービスならびに技術サービス	クロル・インク
コンサルティング部門	退職投資、医療・福利厚生、アウトソーシングなど人材コンサルティングならびに経営、組織変更および経済分析など専門コンサルティング・サービス	マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング、マーサー HR サービス、マーサー・グローバル・インベストメンツ、マーサー・スペシリティ・コンサルティングほか
投資管理部門	投資信託など有価証券投資配分助言および管理サービス	патナム・インベストメンツ

（出典：MMC，“2006 Annual Report”をもとに作成）

MMC の主要事業指標は、図表 26 のとおりである。2004 年および 2005 年の事業収入および当期利益は、ニューヨーク州司法長官等との司法取引に基づく 2004 年 10 月以降のコンティンジェンシー・コミッション廃止および司法解決金等支払の影響を大きく受けた。特にリスク・保険サービス部門の事業収入の減少は 2004 年よりも 2005 年に大きかった。2006 年は、リスク・保険サービス部門の事業収入が引続き若干減少したが、その他の事業部門の収入増等により、事業収入および当期利益は増加した。

¹¹ “World’s 10 Largest Insurance Brokers”（Business Insurance 2006 年 7 月 17 日号）

図表 26 MMC の事業動向主要指標の推移



(注) 2002 年の総資産数字は不明。

(出典 : MMC, “2006 Annual Report”その他をもとに作成)

b. 内部統制不祥事問題

MMC では、2004 年のニューヨーク州司法当局の捜査により明らかになった保険仲立業務における不正入札 (Bid Rigging) およびコンティンジェンシー・コミッション (contingency commission) 問題のほか、投資管理会社パットナムの投資信託 (mutual fund) の短期取引 (market timing) による不正利得行為などの不祥事が発生し、内部統制上の問題が生じた。また、これらに関連した各種の集団訴訟や損害賠償訴訟ならびにその他行政・司法機関による調査および訴訟などの法的問題が生じている (図表 27 参照)。

図表 27 MMC における主な不祥事の例

事案	概要
不正入札事件およびコンティンジェンシー・コミッション問題 (2004 年～)	<p>ニューヨーク州司法当局による捜査により、以下のようなブローカー業務における不正入札行為ならびにコンティンジェンシー・コミッション問題について、不公正取引、利益相反行為および反競争行為等を理由として摘発を受け、州司法長官事務所および州保険庁との司法取引により、2005 年 1 月に、8 億 5,000 万ドルの被害者救済基金設立および同基金管理費 1,600 万ドルの支払および業務改革措置の実施に合意した。</p> <p><不正入札事件> MMC のグローバル・ブローキング部門の超過新種損害補償グループ (Excess Casualty Group) および超過労災補償グループ (Excess Workers Compensation Group) において、現行の保険会社の契約を維持するために、他の保険会社と共謀して、それより高い保険料または不利な条件による「支持見積り (Backup Quote)」または「B 見積り (B Quote)」と呼ばれる不正入札行為を実行した。</p> <p><コンティンジェンシー・コミッション問題> 個々の契約保険料に応じたブローカー手数料とは別に、年間契約保険料等に応じたコンティンジェンシー・コミッションの支払を保険会社と合意していたこと (いわゆるマーケット・サービス合意 (Market Services Agreement : MSA)) は、上記不正入札の誘因であると司法当局から告発された。コンティンジェンシー・コミッション獲得に有利な保険会社に契約を誘因することは、契約者の代理人である保険ブローカーの善管注意義務 (fiduciary duty) 違反、不正競争行為および不公正取引慣行等に該当するとして、企業契約者または個人契約者による</p>

事案	概要
	集団訴訟および個別訴訟ならびに行政機関等による訴訟等が提起されている。
投資信託短期取引その他パットナム関係事項（2003年～）	MMCは、投資管理部門パットナムの投資管理担当者が、少なくとも1998年以降2003年にSECの捜査までの間、自己の利益のために、管理する投資信託を短期売買し、不当な利益を得るとともに、投資信託の投資家に、運用機会減少、取引費用増加、希望しない課税利益増加などの運用成果の不利益を生じさせた。これにより、SECから善管注意義務違反および詐欺的取引による投資会社法等違反を理由として摘発を受け、その後のマサチューセッツ州当局による摘発を含め、2003年および2004年に不当利得吐出金1億850万ドル、罰金および民事制裁金850万ドル、総額1億9,350万ドルの支払に合意した。このほか、パットナム短期取引に関して、様々な民事訴訟が提起されている。 また、2004年中に、パットナム・ファンドによる名義書替サービス手数料の費用補てんに関するSECの調査および従業員退職所得保障法（ERISA）関連投資に関する労働省の調査、パットナムによる一定の販売会議費の補てんに関するニューヨーク証券取引所の調査などが行われた。
その他の行政・司法機関等による調査、請求、訴訟	MMCおよびその子会社に対して、ファイナイト再保険など損失低減化商品に関するSECおよび州政府による調査およびその他事業関連の各種の損害賠償請求や訴訟などが提起されている

（出典：New York State Attorney General ウェブサイト、SEC ウェブサイトおよび MMC, “2004-2006 Annual Report”をもとに作成）

c. ガバナンス体制

MMCの経営管理体制は、事業の経営執行を行う執行役員と経営状況を監視する取締役に分れている。また、MMCの国際事業に関する諮問機関として国際諮問役員会（International Advisory Board）が組織されている。

(a) 執行役員体制

執行役員体制は、図表28のとおり、最高経営責任者をトップとして、最高財務責任者、法律顧問、最高法令遵守責任者および各事業部門の最高経営責任者の17名で構成される。

図表28 MMCの執行役員および国際諮問役員体制

<p>執行役員（Corporate Officers）（17名）</p> <p>社長兼最高経営責任者</p> <p>最高財務責任者、CEO室副会長、CEO室副会長兼MMCインターナショナル会長、EVP法律顧問</p> <p>マーシュ会長兼最高経営責任者、ガイカーペンター社長兼最高経営責任者、パットナム社長兼最高経営責任者、クルル社長兼最高経営責任者、マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング会長兼最高経営責任者、マーサー・スペース・シティ・コンサルティング会長兼最高経営責任者</p> <p>SVP戦略開発責任者、SVP最高技術責任者、SVP最高法令遵守責任者、SVP世界人事責任者、SVP最高販売責任者、SVP最高管理責任者</p> <p>（注）EVPはエグゼクティブ・バイス・プレジデント、SVPはシニア・バイス・プレジデントを示す。</p>	<p>国際諮問役員会（International Advisory Board）（16名）</p> <p>議長（社長兼最高経営責任者）、副会長（執行役員）2名、クルル会長・創業者のほか、社外役員8名</p>
---	--

（出典：MMC, “2007 Proxy Statement”および“2006 Annual Report”をもとに作成）

(b) 取締役体制

取締役体制は、非執行役員の実取締役会会長を含め 11 名（独立（社外）取締役 10 名および社長兼最高経営責任者）の実取締役で構成する取締役会、ならびに常任委員会、監査委員会、報酬委員会、法令遵守委員会、役員・ガバナンス委員会の 5 つの委員会構成されている（図表 29 参照）。

図表 29 MMC の取締役会の構成

取締役会 Board of Directors	コーポレート・ガバナンス指針で 10 名から 14 名となっているが、現在（2007 年 6 月）は、独立取締役 10 名および社長兼最高経営責任者（執行役員）の計 11 名で構成。取締役会会長は、執行役員でない独立取締役が務める。
常任委員会 Executive Committee	<p><目的> デラウェア州法および MMC の定款で委任されない事項を除き、取締役会が開催されない期間中に取締役会全体としての役割を果たす権限を有する。</p> <p><組織・構成> 最高経営責任者を議長として、4 名で構成。必要に応じて開催され、すべての活動は次回の実取締役会で報告される。</p>
監査委員会 Audit Committee	<p><目的> MMC の①財務報告の完全性、②独立登録公認監査法人の資質、独立性および成果、③内部監査機能の成果および④MMC の法規制要件への適合性の監督に責任を有する。</p> <p><組織・構成> ニューヨーク州証券取引所規則の独立基準を満たす 5 名で構成され、全員が金融の理解力を有し、うち 1 人は SEC の定義による金融の専門家である。</p>
報酬委員会 Compensation Committee	<p><目的> ①最高経営責任者の成果の評価および報酬の決定、②その他の上級執行役員の報酬の審査および承認、ならびに③成果報酬プランおよび株式報酬プランの推薦およびこれらプランに規定された委員会の責任の執行</p> <p><組織・構成> メンバー全員が MMC およびニューヨーク証券取引所上場基準で規定する独立性要件を満たす 4 名で構成</p>
役員・ガバナンス委員会 Director & Governance Committee	<p><目的> ①コーポレート・ガバナンス指針の策定、見直し、定期的評価および変更の実取締役会への提言、最高経営責任者の継承プランの策定・実行の監督、③実取締役会が年次総会に提案する取締役候補者名簿を含む実取締役会の役員候補者の特定、検討および推薦</p> <p><組織・構成> メンバー全員が MMC およびニューヨーク証券取引所上場基準で規定する独立性要件を満たす 5 名で構成</p>
法令遵守委員会 Compliance Committee	<p><目的> ①実取締役会による法規制の遵守状況の監視の支援、②合意に規定された行動基準の遵守状況の監視および③監査委員会議長が付託する法令遵守状況の監視に関係するその他の責任の実行</p> <p><組織・構成> 2005 年 1 月のニューヨーク州司法長官等との合意に基づき、監査委員会の下部委員会として設置</p>

（出典：MMC，“2007 Proxy Statement”をもとに作成）

(c) コーポレート・ガバナンス体制

MMC のコーポレート・ガバナンス体制は、MMC の取締役会の役割・機能、最高経営責任者の継承プラン取締役会の構成、取締役の資格・選任、取締役会の運営、関係委員会の構成、取締役の責任等を規定する MMC のコーポレート・ガバナンス指針および AIG の取締役の独立性基準などの規定に基づき、運営されている。これらの概要は図表 30 のとおりである。

図表 30 MMC のコーポレート・ガバナンス指針

	項目	概要
A	取締役会の役割	取締役会は、経営を監督し、上級経営陣の指名・助言、成果の監視、必要に応じて指示すること等を規定
B	取締役会の機能	取締役会は、直接または委員会を通じ、以下を実施すること等を規定 ①CEO の選出・成果の定期的評価、②上級経営陣の選出・報酬の監督、 ③CEO その他上級経営陣の継承、④戦略・運営プラン、基本的財務目標および財務諸表・報告手順の完全性の監督、⑤リスク評価・削減策見直し、⑥法令遵守の確保、コーポレート・ガバナンスの有効性の審査・監視等
C	継承プラン：経営の進展	CEO の継承プログラムの承認・維持等を規定
D	取締役指名、資質および関連事項	取締役の指名手続、資質に関する基準、独立性の判定手続、職務時間の振り向け、他企業の取締役兼務の取扱等について規定
E	取締役会の規模および構造；取締役選挙投票基準；再指名および退任	取締役会の人数（設立証明では 9 名以上 27 名だが、10 名から 14 名が適当）、取締役会の構成（任期をずらした 3 クラスに分け、各役員任期は 3 年）、取締役候補の選挙投票基準、暫定選挙、現職取締役の再指名、退任の取扱について規定
F	取締役会の指導	会長の任命、会長と CEO の分離（2005 年から採用）と会長の独立性および会長の責任について規定
G	取締役会の委員会	委員会の役割（取締役会の支援）、常設委員会（監査、報酬、法令遵守および役員およびガバナンスの 4 委員会、取締役の独立性基準の充足）、委員会メンバーの指名方法、委員会憲章（最低年 1 回見直し）を規定
H	会合	準備および参加の期待事項、会合スケジュール、非執行役員取締役の非公開幹部会、議事（会長が経営陣と相談の上準備等）、情報資料（原則事前配付、詳細内容と要約を含む）、ゲスト出席の扱いを規定
I	経営陣および専門アドバイザーへのアクセス	取締役の執行役員・従業員へのアクセス権限、必要な場合の MMC の費用による外部アドバイザーやコンサルタントの支援活用を規定
J	新任取締役の案内および留任取締役の教育	新任取締役に対するオリエンテーションおよび留任取締役に対する内部・外部専門家による教育について規定
K	取締役の報酬；取締役および上級経営陣の株式保有	取締役の報酬（非執行役員のみ、役員・ガバナンス委員会が勧告）、取締役の株式保有（取締役の就任後 3 年以内の時価 10 万ドル以上の MMC 株式保有義務）を規定
L	年間取締役会および委員会評価	役員・ガバナンス委員会は取締役会の成果・貢献度の年次評価を監督し、委員会は各自の成果を自己評価すること等を規定
M	取締役会のメディアその他外部者との相互作用	通常、経営陣が MMC について発言し、会長が取締役会について発言する。取締役は、CEO の認知の下、メディアその他と対話すること
N	守秘義務	取締役会および委員会の議事録・審議は守秘され、取締役は MMC 関係情報の守秘義務を負うことを規定
O	ガイドラインの定期的見直し；改正および撤回	役員・ガイドライン委員会は、最低年 1 回、ガイドラインの十分性を見直し、改正が望ましい場合、取締役会に勧告し、取締役会はいつでもガイドラインを改正、撤回、停止または廃止できることを規定

（出典：MMC，“2007 Proxy Statement”をもとに作成）

d. 内部統制システムの評価および監査人の意見表明

MMC では、前記 b のとおり、様々な不祥事および訴訟問題等を抱え、多額の救済基金および制裁金等の支払を実施している。一方、2006 年度の年次報告書では、MMC の経営陣は、COSO フレームワークに基づき各年 12 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行い、MMC は有効な財務報告に係る内部統制を維持していると判断したと述べている¹²。

また、監査人の意見表明では、PCAOB の基準に従って、COSO のフレームワークにより確立された基準に基づく MMC の 2006 年 12 月 31 日現在の財務諸表に係る内部統制の有効性を監査した結果、MMC の財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営陣の評価について、無条件の評価 (an qualified opinion) を表明するとともに、MMC の財務報告に係る内部統制の有効性についても無条件の評価を表明している。

4. わが国の損害保険会社に係わる内部統制制度

(1) わが国における内部統制を巡る動向

わが国における内部統制の取組は、企業の不正支出問題等を契機に監査制度の充実などの形でなされてきたが、内部統制が直接的に問題となった事件は、1996 年の大和銀行事件である。同事件判決は、代表取締役および業務担当取締役の内部統制体制の構築義務と他の取締役の当該体制の監視義務を明確に認定した。その後、2002 年の商法改正によって導入された委員会等設置会社において、取締役会に内部統制体制の決定が義務付けられた。さらに、2003 年 6 月に経済産業省のリスク管理・内部統制に関する研究会が、一般事業会社の内部統制構築に関する指針として「リスク新時代の内部統制」報告書がまとめられた。しかし、一般企業への内部統制の関心が一気に高まったのは、2005 年の新会社法が、取締役の内部統制構築義務および大会社の取締役会での内部統制体制の決定義務を規定したことである。また、2006 年の金融商品取引法により、発行会社は、財務報告に係る内部統制の構築と経営者の内部統制評価ならびに監査人による同評価に対する意見表明が義務付けられることとなった。以下、会社法および金融商品取引法における内部統制関連規定を概観する。

(2) 会社法における内部統制に関する規定

2005 年 6 月に制定され、2006 年 5 月から施行された会社法 (いわゆる新会社法) では、内部統制に関して、取締役または取締役会は、内部統制システムの構築に関する決定を代表取締役など個別の取締役に委任することができず (348 条 4 項、362 条 4 項 6 号、416 条 1 項 1 号ホ)、取締役全員または取締役会として責任を負うこと、大会社¹³または委員会設置会社には、内部統制システムの構築の決定を義務付けること

¹² 2004 年度の年次報告書以降、経営陣の評価および監査人の意見表明とも同様の判断がなされている。

¹³ 資本の額 5 億円以上または負債 200 億円以上の会社をいう (会社法 2 条 6 項)。

(348条4項、362条5項、462条1項ホ・同2項)が規定されている。また、会社の機関構成¹⁴に応じて、内部統制に関して図表31のとおり規定されている。

すなわち、会社法では、取締役は、取締役会の意思決定や業務執行に関する記録の作成・保存、リスク管理、効率的な職務執行、従業員のコンプライアンス、グループ企業全体の業務の適正性など、財務報告の信頼性確保のみならず、幅広い内部統制確保のための体制の構築が求められる。また、これらを確保する体制を構築・維持していないと、取締役は善管注意義務違反を問われることとなる¹⁵。

<p>(会社法 362 条 4 項 6 号)</p> <p>④ 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。</p> <p>1～5 略</p> <p>6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備</p>
<p>(会社法施行規則 100 条)</p> <p>法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <p>1 取締役会の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>4 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>5 当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>

図表 31 新会社法における会社機関に応じた内部統制システムの構築に関する規定

会社機関構成	構築すべき内部統制システムの概要	法令
取締役会設置会社以外の会社の場合 2人以上の取締役	規定する体制（内部統制システム）には、業務の決定が適正に行われることを確保する体制を含む。	施行規則 98 条 2 項
監査役設置会社	規定する体制（内部統制システム）には、次に掲げる体制も含む。 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 2 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 3 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制 4 その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制	施行規則 98 条 4 項、 同 100 条 3 項
監査役設置会社以	規定する体制（内部統制システム）には、取締役が株主に報	施行規則 98 条 3 項、

¹⁴ 新会社法では、非公開株式会社の株主総会と取締役 1 名を基本的な機関構成として、会社規模等の状況に応じて、取締役会、指名・報酬・監査の三委員会、監査役、監査役会、会計監査人、会計参与の各機関を自由に選択できる、いわゆる機関設計の自由化が導入された（会社法 326 条～328 条）。

¹⁵ 上場会社等では、金融商品取引法が求める財務報告の適正を確保するための内部統制システムの設置と報告書作成が要求される。これは同法に基づく情報開示制度の適正を確保するためのものであるが、会社法に規定する内部統制システムは取締役等の善管注意義務を具体化したものと解すべきであり、両者の目的は必ずしも同じではない（神田秀樹『会社法』（公文堂、第 9 版、2007 年 3 月）182 頁）。

外の株式会社	告すべき事項の報告をするための体制を含む。	同 100 条 2 項
--------	-----------------------	-------------

(出典：会社法その他資料をもとに作成)

(3) 金融商品取引法における内部統制に関する規定

a. 金融商品取引法における内部統制の規定

2006年6月に制定された証券取引法等の一部を改正する法律によって2007年中の施行が予定されている金融商品取引法では、届出義務のある有価証券の発行会社の経営者は、財務報告に関する内部統制の有効性を評価した報告書（内部統制報告書）の提出が求められ（法24条の4の4）、内部統制報告書は、評価した者と特別の利害関係のない公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならないことを規定されている（法193条の2第2項）。また、内部統制報告書の作成方法および作成基準に関する金融商品取引法上の詳細規定は、2007年4月に財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令によって公表された（図表32参照）。なお、同法に基づく内部統制報告制度は、2008年4月1日以降開始する事業年度における財務報告から適用されることとなっている。

金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制の有効性評価および監査は、米国のSOX法404条で求められる内容と基本的に同様であり、会社法上求められる企業の事業全般の内部統制の有効性評価および監査を規定するものではない。

(金融商品取引法24条の4の4第1項)	
第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」）を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。	

図表 32 内部統制報告書の作成に係る内閣府令の主要規定の概要

主要項目	要旨	府令条文
内部統制報告書の作成基準	内部統制報告書の用語、様式および作成方法は、府令の規定のほか一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従うものとする。内部統制報告書の監査証明は、公認会計士または監査法人の作成する内部統制報告書により行い、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査基準および慣行に従う。企業会計審議会が公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、一般に公正妥当と認められる評価および監査の基準に該当する。	1条1項・2項・3項・4項
財務報告に係る内部統制体制	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制とは、会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう。	3条
財務報告に係る内部統制の重大な欠陥	財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。	2条9項
外国会社の内部統制報告書／米国式連結財務諸表に基づく内	外国会社が提出するその本国または本国以外の外国で開示する財務報告書の提出とともに、当該外国で開示する財務報告に係る内部統制評価報告書の提出／米国式連結財務諸表の提出について、金融庁	10条、13条、14条

主要項目	要旨	府令条文
部統制報告書	長官が公益または投資家保護に欠けることがないと認める場合は、当該用語、様式および作成方法（日本語記載）によることができる。	
米国式連結財務諸表の内部統制報告書の内部統制監査基準	米国式連結財務諸表に基づく内部統制報告書を作成する場合、米国における一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準および慣行に従って実施することができる。	16条

(出典:「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」をもとに作成)

b. 財務報告に係る内部統制の評価・監査に関する実施基準

内部統制報告書の提出義務化を踏まえ、企業会計審議会内部統制部会は、財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実務指針として、2007年2月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（以下「実施基準」）を公表した。

実施基準は、大きく2つに分かれる。前半は、「Ⅰ内部統制の基本的枠組み」、「Ⅱ財務報告に係る内部統制の評価及び報告」、「Ⅲ財務報告に係る内部統制の監査」の3部で構成される「基準」であり、内部統制の定義および概念ならびに財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査の基準の考え方を示している。なお、実務基準における内部統制の定義と COSO フレームワークにおける内部統制の定義を比較すると、実務基準の方は、内部統制の目的に「資産の保全」を加えていること、および内部統制の基本要素に「IT（情報技術）」を加えていることの2点異なる（図表33参照）。

また、後半は、「基準」に沿って、経営者による一般的な手続としての財務報告に係る内部統制構築のプロセス、内部統制の評価および報告における具体的な方法の例示や判断指針、監査人による内部統制監査における財務諸表監査との関係や監査計画の策定、監査実施の手順などを示す「実施基準」となっている。（図表34参照）。

図表33 財務報告に係る内部統制評価・監査の実施基準に係る内部統制の定義（COSO との比較）

＜実施基準における内部統制の定義＞		
内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本要素から構成される。		
	実施基準における内部統制の定義	COSOにおける内部統制の定義
内部統制の目的	①事業の有効性及び効率性	①業務の有効性と効率性
	②財務報告の信頼性	②財務報告の信頼性
	③事業活動に関わる法令等の遵守	③適用法規の遵守
	④資産の保全	—
内部統制の基本要素	①統制環境	①統制環境
	②リスクの評価と対応	②リスクの評価
	③統制活動	③統制活動
	④情報と伝達	④情報と伝達
	⑤モニタリング（監視活動）	⑤モニタリング
	⑥IT（情報技術）	—

(出典：企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（2007.2.15）その他をもとに作成）

図表 34 財務報告に係る内部統制評価・監査の実施基準の概要

	項目	概要
内部統制の評価・監査の基準	I. 内部統制の基本的枠組	4つの目的と6つの基本的要素、内部統制の限界および経営者、取締役会等関係者の役割と責任について説明。
	II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告	財務報告に係る内部統制評価の意義、連結ベースによる有効性評価の原則、財務報告全体に対する金額・質的影響の重要性を勘案した業理的な評価範囲の決定、全社的な内部統制評価から業務プロセスに係る内部統制の評価、有効性の判断と重要な欠陥の是正、評価手続の記録・保存、および報告書の作成等について説明。
	III. 内部報告に係る内部統制の監査	内部統制監査の目的、内部統制監査と財務諸表監査の関係、監査の実施（監査計画の策定、評価範囲の妥当性検討、全社的な内部統制評価の検討、業務プロセスの内部統制評価の検討、重要な欠陥等の報告と是正、不正等の報告、監査役等との連携）、監査人の報告（意見表明、内部統制報告書の記載方法等）について説明。
内部統制の評価・監査の実施基準	I. 内部統制の基本的枠組	4つの目的と6つの基本的要素の詳細説明、財務報告に係る内部統制構築に係る要点、一般的な手続としての財務報告に係る内部統制構築プロセスを例示。
	II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告	全社的な内部統制の評価項目の例示、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の決定方法、評価範囲に係る適宜の監査人との事前協議の必要性、内部統制の重要な欠陥の判断指針、評価手続等の記録及び保存方法の説明。
	III. 内部報告に係る内部統制の監査	内部統制の監査目的（経営者の有効性評価の意見表明であり、内部統制の直接報告ではない）、監査計画と評価範囲（財務諸表監査計画と一体的に策定、重要な拠点の事業目的に関わる業務プロセス・財務報告に重要な影響を及ぼす業務プロセスの選定）、内部統制監査の実施方法（経営者の全社的な内部統制評価の妥当性検討、業務プロセスに係る内部統制評価の妥当性検討、統制上の要点ごとの25サンプルの抽出による業務プロセスに係る運用状況の検討等）、監査人の報告の留意点（除外事項を付した意見表明および監査範囲の制約の下での意見表明等の取扱い、追記情報等）の説明。

(出典：企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（2007.2.15）をもとに作成)

(4) 保険監督指針および保険検査マニュアル

保険会社にとって直接的に内部統制が問われるのは、保険検査マニュアル（以下「検査マニュアル」）であり、保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）である。以下、検査マニュアルおよび監督指針における内部統制の目的（COSO および実務基準）との関係を概観する。

a. 保険検査マニュアル

現行の保険検査マニュアル（2006年6月）では、保険会社の業務横断的なチェック・リスト項目として、内部管理および法令遵守態勢が挙げられている。また、業務の適正性、財務の健全性および適正なリスク管理の観点から、保険業務を括り出し、保険募集、顧客保護、財務の健全性・保険計理、商品開発、保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク等の各チェック・リスト項目としている。

内部管理は、内部統制の 3 つの目的（業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、適用法令の遵守）および 5 つの要素（統制環境、リスク評価、統制活動、情報・伝達、監視活動）の基礎をなすものである。また、法令遵守態勢は、検査で重視する適用法規の遵守の目的を抽出したものと見える。さらに、保険募集および顧客保護は、業務の有効性・効率性および適用法令の遵守の目的を達成するために、5 つの要素を踏まえて統制活動が機能しているのかが問われることとなる（図表 35 参照）。

図表 35 保険検査マニュアルと内部統制の評価との関係

内部統制の目的				内部統制の目的			
適用法令の遵守				適用法令の遵守			
財務報告の信頼性（資産の保全を含む）				財務報告の信頼性（資産の保全を含む）			
業務の有効性・効率性				業務の有効性・効率性			
検査チェック・リスト項目				検査チェック・リスト項目			
内部管理	○	○	○	財務の健全性・保険計理	○	○	
I. 取締役及び取締役会の役割				I. 責任準備金等の積立の適正性等			
II. 監査役及び監査役会の役割				II. ソルベンシー・マージン比率の適正性			
III. 管理者の役割				III. 経営分析・契約者配当			
IV. 内部監査				商品開発	○		
V. 外部監査の活用				I. 商品開発管理態勢			
VI. 保険経理人の役割				II. 商品開発後のフォローアップ			
法令遵守態勢			○	保険引受リスク	○	○	
I. 法令遵守態勢				I. 保険引受リスク管理態勢			
II. 不祥事件等への対応				II. 再保険に関するリスク管理			
III. 業務範囲				III. 特別勘定の管理			
IV. 本人確認				資産運用リスク	○	○	
V. 疑わしい取引の届出				I. 資産運用リスク管理態勢			
保険募集	○		○	II. 市場関連リスク管理態勢			
I. 保険募集管理態勢				III. 信用リスク管理態勢			
II. 保険募集業務の適正性				IV. 不動産投資リスク管理態勢			
顧客保護	○		○	オペレーショナル・リスク等	○	○	○
I. 契約管理態勢				I. 事務リスク管理態勢			
II. 保険金等支払管理態勢				II. システムリスク管理態勢			
III. 苦情管理態勢				III. 流動性リスク管理態勢			
IV. 顧客情報管理態勢				IV. 危機管理態勢			

（注）○印は、各検査・チェックリスト項目における関係すると思われる内部統制の目的を示している。

（出典：金融庁「保険検査マニュアル」（2006.6）をもとに作成）

b. 監督指針

監督指針における基本的な考え方で示されるとおり、わが国の保険監督システムは、いわゆる検査部局による「オンサイト」と監督部局による「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成され、それぞれを適正に組み合わせることで実効性の高い保険監督を実現するとされている。監督指針は、監督部局によるオフサイトの監督の指針であり、検査マニュアルと共通する部分も多い。

監督指針は、I から V までの 5 部構成であり、I では基本的な考え方が説明され、

Ⅱにおいて、保険監督上の評価項目として、具体的な監督上の評価指針が説明されている。Ⅲ以降は保険監督に係る事務処理上の留意事項など、補足的な位置付けである。

Ⅱの保険監督上の評価項目では、Ⅱ－1 経営管理が、内部統制全般の評価項目であり、Ⅱ－2 財務の健全性は、業務の有効性・効率性および財務報告の信頼性（資産の保全）の観点から内部統制の有効性が問われる。また、Ⅱ－3 業務の適切性では、コンプライアンス（法令遵守態勢）、不詳事件等に対する監督上の対応、保険募集態勢、苦情処理態勢、顧客保護等、顧客情報管理態勢、本人確認・疑わしい取引の届出、適切な表示の確保など、業務の有効性・効率性および適用法令の遵守の観点からの評価が行われる。また、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、危機管理態勢およびその他（事務の外部委託、CSR の情報開示）は、財務報告の信頼性にも関わる部分である。

5. わが国保険会社を巡る内部統制問題への対応

(1) 近時の保険会社の不祥事発生状況

2005 年春以降、多くの損害保険会社で自動車保険の臨時費用保険金などの付随的保険金の支払漏れや医療保険などの第三分野商品の不適切な支払事例などが多数発見され、保険契約者をはじめ関係者に多大の迷惑と国民の信頼性を損なう事態となった。また、火災保険においても ALC 構造やツー・バイ・フォー（2×4）構造建物における構造級別の判定・割引適用などの誤りが多数発見された¹⁶。

さらに、生命保険会社においても、入院給付金等の支払日数計算の誤りや保険金・給付金請求事案で他の特定疾病保険金請求の可能と思われる事案に対する案内をしないことによる保険金・給付金の支払漏れ等が多数発生していることが判明した。

損害保険会社各社では、業務改善計画を策定し、各種の再発防止に向けた取組み（図表 36 参照）を実施するとともに、日本損害保険協会でも、損害保険業界の信頼性回

¹⁶ 損害保険会社による自動車保険の臨時費用保険金（見舞金、香典、代車費用等）等の付随的な保険金の支払漏れについては、過去 3 年間（2002 年 4 月～2005 年 6 月）の全社（48 社）状況を調査の結果、26 社で合計約 18 万件、約 84 億円の支払漏れが判明し、金融庁から当該 26 社に対し、業務改善命令が出された（2005 年 11 月 25 日）。その後、各社は業務改善計画に基づき、事後的な検証を行ったところ、追加して対応すべき支払漏れが判明し、累計で約 32 万件、約 188 億円となった。その後、金融庁は、事後的な検証は完了していないとして、最終的な検証完了の時期等について報告を求めた。各社においては、この命令を受けて最終的に完了する時期および根拠等につき報告し（2006 年 12 月 8 日）、現在、取組を実施している。

損害保険会社による第三分野商品（医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険等）の不適切な不払いに係る 2001 年 7 月から 2006 年 6 月までの全社（48 社）調査の結果、21 社から計 5,760 件、約 16 億円が不適切な不払いとして報告され、金融庁から第三分野商品の募集や新商品の開発等につき業務の停止や業務の改善に関する命令が出された（2007 年 3 月 14 日）。

また、火災保険の契約について、建物の構造級別の判定や割引の適用、保険金額の設定などに関する一斉自主点検を実施した結果、合計で約 12 万件、約 64 億円の保険料誤りが判明した（2007 年 5 月 8 日調査・日本損害保険協会会員会社 18 社合計）。各社では、上記点検に引き続き、今後 1 年程度をかけて、全ての契約について点検を行うこととしており、そのため、契約申込みに際しての「ご契約内容確認書」などの新しい書面を用いて、補償内容が要望に沿ったものか、保険料は適正かなどの個々の確認の徹底を図る新しい確認手続を開始した。

復に向けた各種の取組（図表 37 参照）を実施している。

これらの保険金支払漏れ等の不祥事は、社員等の意図的な不正・違法行為というよりは、金融庁の指摘によると、商品開発から支払管理に至る態勢の不備に基づくものであり、経営管理（ガバナンス）態勢や内部管理態勢の欠如といった構造的な問題に起因するものとされている。すなわち、付随的な保険金の支払漏れについては、その特性に応じた態勢整備の必要性に対する経営陣の認識不十分、支払事務の手續等の適切な整備および正しい商品知識の徹底不十分、商品開発時における関係部門の連携体制構築の不十分等が挙げられている。また、第三分野商品の不適切な不払い発生の要因としては、第三分野商品の特性として留意すべき要素（「始期前発病」の判断または「健康状態告知」の認定等）を勘案しない不十分な査定マニュアル等の使用、約款解釈や査定マニュアル作成等における商品開発部門と支払管理部門等の連携不十分、研修・教育・指導の不足および支払査定担当者等の人材育成の不十分、不払事案の事後検証機能発揮および検証のための内部監査の不十分、経営陣の第三分野商品の特性に関する問題認識等の不足などが挙げられている¹⁷。

図表 36 損害保険会社における業務改善計画の例

項目	業務改善に向けた取組の概要
1. 保険金支払管理態勢の改善・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払業務プロセスの網羅的な再発防止策（事故受付の契約者への事故受付通知と支払可能性のある保険金一覧の送付、事故登録時の支払可能性のある他契約検索等チェックと契約者への案内、保険金支払手段階での未払状況チェック態勢と保険金を支払わない状況での事案完了ケースの契約者への確認・通知等の態勢整備、保険金支払部門の増員等） ○ 第三分野商品に係る保険金支払い管理態勢整備（専任損害サービス管理部門の設置、専門損害サービス資格制度新設、保険金支払管理部門による事後チェック、告知義務違反・始期前発病判定態勢の見直し） ○ 第三分野商品の保険金支払に係る再審査・事後検証機能の強化（医師・弁護士等社外委員で構成する保険金支払審査会および再審査請求制度の新設、保険金請求相談受付窓口の機能充実等の態勢整備）
2. 契約者保護、契約者利便の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な保険募集・説明手続実施のため管理態勢確立（適正な保険募集業務推進の管理責任部門の設置、保険募集人の研修強化および資格制度見直し等） ○ 苦情を含む商品販売後の事後管理体制の整備・充実（お客様の声担当部門設置および意見・苦情等分析による業務改善策立案・推進態勢の整備、代理店モニター・消費者モニター制度創設、苦情対応マネジメント ISO10002 の取得推進、苦情対応研修の実施等） ○ 苦情に関する透明性向上（苦情件数、会社としての対応、お客様の声に基づく改善結果、再審査請求制度利用状況、業務改善計画進捗状況等の定期的公表等）
3. 経営管理（ガバナンス）態勢の改善・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な業務運営態勢整備に経営陣が関与する態勢構築（社長を長とするコンプライアンス委員会機能強化、社外監査役の増員、業務品質改善委員会の機能強化、商品管理態勢の見直し等） ○ 内部監査態勢強化（保険金支払部門等の問題部門の監査充実、フォローアップ監査実施、代理店監査の充実、内部監査要員の増員・研修強化等） ○ モニタリング態勢の見直し・強化
4. 法令等遵守態勢の改善・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンス機能強化（組織の見直し、相互牽制機能強化等） ○ 役職員の研修強化（研修プログラム充実、研修の定例化、フォローアップ研修）

¹⁷ 付随的な保険金の支払漏れの要因は、2005年11月25日付け金融庁報道発表資料による。また、第三分野の不適切な保険金不払いの要因については、2007年3月14日付けの金融庁報道発表資料による。

項目	業務改善に向けた取組の概要
	等)
5. 役職員の責任明確化	○ 関係役職員の処分

(出典：各種資料をもとに作成)

図表 37 日本損害保険協会の信頼回復に向けた取組みについて

観点	取組事項の概要
1. 消費者の声を原点とした業務運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 『『消費者の声』諮問会議』を設置 ○ 「そんがいほけん相談室」の機能強化
2. 消費者の皆様への情報提供活動を強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害保険契約の基本的事項や特に注意が必要な事項をまとめた「損害保険の契約にあたっての手引（バイヤーズガイド）」の作成 ○ 保険金請求の基本的事項をまとめた「保険金の請求からお受け取りまでの手引（保険金請求版バイヤーズガイド）」の作成 ○ 新聞各紙への「日本損害保険協会および会員各社からのお詫びとお知らせ（2006年12月27日掲載広告）」の掲載 ○ 新聞各紙への新しい確認手続を説明する「損害保険の契約にあたり、契約申込書に加え、新たな手続きがかかります」（2007年5月8・9日掲載広告）」の掲載
3. 損害保険募集人の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害保険募集人全体の資質の向上を目指す「損保代理店試験制度の再構築」の早期実施に向けた検討
4. コンプライアンスに関する取組みを強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンス委員会の機能強化（会員各社の好取組事例の共有化あるいは他業界における事例研究などによる会員各社のコンプライアンスの取組支援） ○ 顧客の視点に立った適時・適切な保険金支払い態勢の強化充実に資する「保険金支払いに関するガイドライン」の策定 ○ 消費者の保険商品の理解向上に資するパンフレット等募集文書および新聞・テレビ等広告の表示方法に関する「募集文書等の表示に係るガイドライン」の策定 ○ より適正な保険募集を実現し、顧客の信頼性確保のための「募集コンプライアンスガイド」の策定

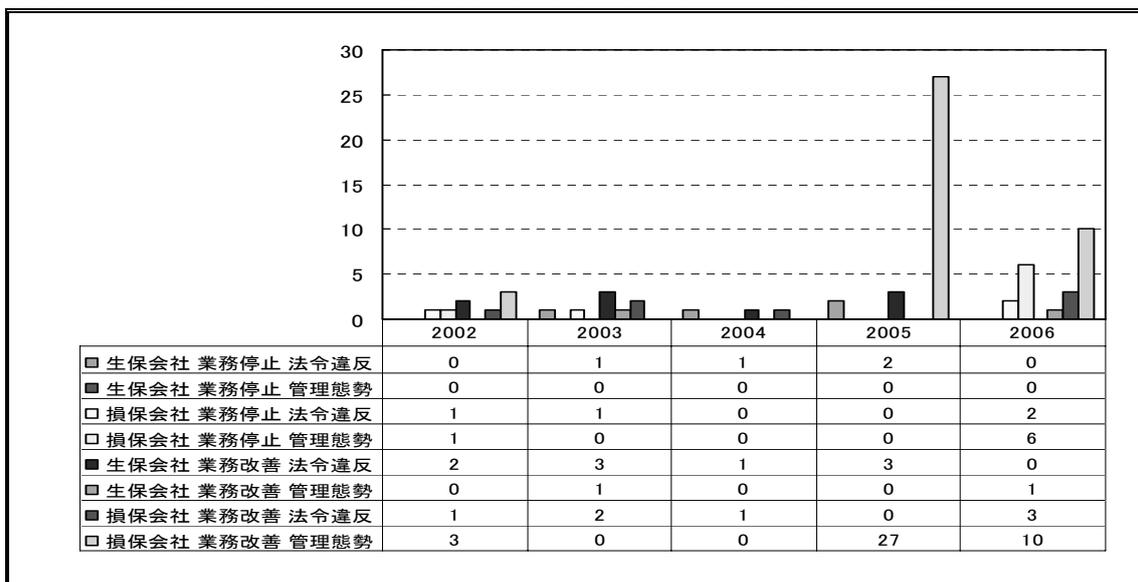
(出典：日本損害保険協会ウェブサイトをもとに作成)

(2) 保険会社の不祥事の動向

2002年度以降の保険会社の不祥事による行政処分の状況を見ると、虚偽説明、特別利益の提供等の法令違反および基礎書類違反等の件数は、生命保険会社および損害保険会社とも0～3件の間で推移している。一方、支払い漏れ等の支払管理態勢または経営管理態勢不備等が損害保険会社で急増している（図表38参照）。

保険金支払漏れ等の支払管理態勢不備に伴う問題については、まだ保険会社各社で継続的に点検調査が行われており、全貌は明らかになっていないが、法令違反から内部管理態勢不備による信頼性喪失へと問題点が移ってきているといえよう。

図表 38 保険会社の不祥事による行政処分件数の推移（2002 年度～2006 年度）



（出典：金融庁ウェブサイトをもとに作成）

6. おわりに

公開会社に対して、財務報告に係る内部統制を経営者が評価した内部統制報告書を作成し外部監査機関による監査を求める、いわゆる内部統制報告書制度は、米国において、エンロン事件等を契機として制定された SOX 法によって導入された。わが国でも、これとほぼ同様の制度が、2008 年度から導入されようとしている。これによって、企業の内部統制の一層の強化が図られることが期待されるが、当該報告書によってどれだけ、内部統制の状況が一般投資家等に明確になるのであろうか。

本レポートでは、米国の主要金融保険グループにおける内部統制報告書の例として、シティグループおよび AIG を取り上げ、それぞれにおける不祥事問題、ガバナンス体制およびアニュアルレポートにおける財務報告に係る内部統制システムの評価および監査人の意見表明の事例を見てみた。これらの例をみると、例えば、事業に多大の影響・損失を及ぼす不祥事があったとしても、その損失・費用等が財務報告に反映されていれば、SOX 法 404 条に基づく内部統制報告書上は、内部統制は有効との評価がなされることとなる。これらグループが抱えている不祥事・法令問題は大きいですが、財務報告上誤りがなければ、内部統制報告書自体では、そのような状況は明確にならない。

わが国でも新会社法および金融商品取引法のそれぞれによって、企業は内部統制の構築が必須となる。会社法上の内部統制構築義務は、取締役の善管注意義務として、経営全般の内部統制を求めるものであるが、金融商品取引法上、発行会社に対して報告が求められる内部統制は、財務報告に係るものに限定されている。

翻って、近時の保険会社各社を巡る保険金の不払い問題については、法令違反とまではいかないが、国民の信頼性を損なう事態が発生し、各社では、鋭意、業務改善と内部

管理態勢の強化に努めている。事業への影響も大きなものがあるといえるが、これらの不祥事は、財務報告で保険金の追加的支払い等として適正に管理・報告されれば、財務報告に係る内部統制の評価では有効と判断されることになる。

各種の不祥事等の問題は、その是正措置や経営体制の建て直し等による費用、事業の停止や評判の低下による収益の減少等、事業運営に様々な影響を及ぼすものと考えられる。内部統制報告書制度は、財務報告書の虚偽記載を防止する効果はあるが、不祥事によるその後の事業収益への影響や事業活動全体の内部統制の状況までを明らかにするものではないことを認識する必要がある。

不祥事の発生等による各種の問題については、企業全体としての業務の有効性・効率性の観点からは問題となる可能性があることから、有価証券報告書以外の会社概要やCSR 報告書などでもきちんと開示していくことが望ましいと思われる。内部統制が法律で明記されたことは、法令遵守から業務の有効性・効率性を含めた事業全般のリスクマネジメントに対する経営の責任が一層問われる時代になったといえる。

<参考資料>

- ・相澤哲編著『一問一答 新・会社法』（商事法務、初版、2005.7.25）
- ・石田眞得編『サーベンス・オックスレー法概説』（商事法務、初版、2006.12.30）
- ・神田秀樹『会社法』（公文堂、第9版、2007年3月）
- ・黒沼悦郎『金融商品取引法入門』（日本経済新聞社、初版、2006.8.10）
- ・郷原信郎編著『企業法とコンプライアンス』（東洋経済新報社、初版、2006.1.26）
- ・大和総研『ガイドンス金融商品取引法』（中央経済社、初版、2006.11.20）
- ・鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳『内部統制の統合的枠組・理論編』（白桃書房、初版、1996.5.16）
- ・みずほ総合研究所「エンロン ワールドコム ショック」（日経印刷、初版、2002.11.22）
- ・中村純也「損害保険事業と内部統制－最近の動向と基本的な考え方を中心に－（その1）、（その2）」損害保険研究第68巻第2号（2006.8）・第3号（2006.11）
- ・American International Group, “2006 Annual Report”（2007.3.）
- ・American International Group, “2007 Proxy Statement”（2007.4.）
- ・Citigroup, “2006 Financials & Form 10-K”（2007.3）
- ・Citigroup, “2007 Proxy Statement”（2007.3）
- ・Marsh & McLennan Companies, Inc., Annual Report 2006（2007.3）
- ・Marsh & McLennan Companies, Inc., Proxy Statement 2006（2007.3）

<参考サイト>

- ・金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- ・American International Group ウェブサイト <http://www.aigcorporate.com/corpsite/>
- ・Citigroup ウェブサイト <http://www.citigroup.com/citigroup/homepage/>
- ・Marsh & McLennan Companies ウェブサイト <http://www.mmc.com/>
- ・New York State Insurance Department ウェブサイト <http://www.ins.state.ny.us/>
- ・Office of New York State Attorney General ウェブサイト <http://www.oag.state.ny.us/>
- ・Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) ウェブサイト
<http://www.pcaobus.org/index.aspx>
- ・The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) ウェブサイト
<http://www.coso.org/>
- ・U.S. Securities Exchange Commission (SEC) ウェブサイト <http://www.sec.gov/>